

平成28年度 あさぎり町議会第6回会議会議録（第19号）						
招集年月日	平成28年12月6日					
招集の場所	あさぎり町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	平成28年12月9日	午前10時00分	議長	山口和幸	
	散会	平成28年12月9日	午後3時13分	議長	山口和幸	
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠席議員 出席 16名 欠席 0名 ○出席 △欠席 ×不応招	議席番号	氏名	出欠等の別	議席番号	氏名	出欠等の別
	1	市岡貴純	○	9	永井英治	○
	2	難波文美	○	10	皆越てる子	○
	3	加賀山瑞津子	○	11	小見田和行	○
	4	橋本誠	○	12	奥田公人	○
	5	久保尚人	○	13	久保田久男	○
	6	小出高明	○	14	溝口峰男	○
	7	森岡勉	○	15	徳永正道	○
8	豊永喜一	○	16	山口和幸	○	
議事録署名議員	11番 小見田和行 12番 奥田公人					
出席した議会書記	事務局長 片山守 事務局書記 林敬一					
地方自治法第121 条により説明のた め出席した者の職 氏名 出席 ○ 欠席 ×	職名	氏名	出欠等の別	職名	氏名	出欠等の別
	町長	愛甲一典	○	教育長	中村富人	○
	副町長	小松英一	○	教育課長	木下尚宏	○
	総務課長	小谷節雄	○	会計 管理者	上渕幸一	○
	企画財政 課長	神田利久	○	農業振興 課長	甲斐真也	○
	税務課長	那須正吾	○	商工観光 課長	北口俊朗	○
	町民課長	宮原恵美子	○	建設林業 課長	坂本健一郎	○
	生活福祉 課長	小見田文男	○	上下水道 課長	深水光伸	○
	高齢福祉 課長	上村哲夫	○	農業委員会 事務局長	大林弘幸	○
	健康推進 課長	岡部和平	○			
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					

### 議事日程（第19号）

- 日程第 1 議案第25号 あさぎり町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 議案第26号 あさぎり町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第27号 あさぎり町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第28号 平成28年度あさぎり町一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第 5 議案第29号 平成28年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第 6 議案第30号 平成28年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第 7 議案第31号 平成28年度あさぎり町上財産区特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 8 議案第32号 平成28年度あさぎり町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 9 議案第33号 平成28年度あさぎり町水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第10 議案第34号 平成28年度あさぎり町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第11 議案第35号 平成28年度球磨郡障害認定審査事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第12 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第13 発議第 8号 あさぎり町有財産等利活用調査特別委員会の設置に関する決議について
- 日程第14 発議第 9号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書について
- 

### 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第25号 あさぎり町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 議案第26号 あさぎり町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第27号 あさぎり町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第28号 平成28年度あさぎり町一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第 5 議案第29号 平成28年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第 6 議案第30号 平成28年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第 7 議案第31号 平成28年度あさぎり町上財産区特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 8 議案第32号 平成28年度あさぎり町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 9 議案第33号 平成28年度あさぎり町水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第10 議案第34号 平成28年度あさぎり町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第11 議案第35号 平成28年度球磨郡障害認定審査事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第12 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第13 発議第 8号 あさぎり町有財産等利活用調査特別委員会の設置に関する決議について
- 日程第14 発議第 9号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書について
- 

### 午前10時 開 議

●議会事務局長（片山 守君） 起立、礼、おはようございます。着席

◎議長（山口 和幸君） ただいまの出席議員は16人です。定足数に達していますので、これから本日の会

議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。高齢福祉課長と町長から、追加答弁の申し出がっておりますのでこれを許可します。高齢福祉課長。

●**高齢福祉課長（上村 哲夫君）** おはようございます。昨日の一般質問におきまして、10番議員からお尋ねがありました点につきまして、数値的な答弁ができませんでしたので、調査させていただきましたので報告をいたします。まず、町内の地域型サロンにおきます各会場のリーダーと申しましょうか、主催者、責任者等の種別といたしましょうか、そういったようなお尋ねでございました。全64会場について、内訳を報告いたします。単位の老人クラブの会長さんが13名、元単位老人クラブの会長さんが1名、民生委員さんが2名、現職の区長さんが1名、元の区長さんが3名、それと説明申し上げました介護予防サポーター養成講座の受講者が32名、その他地区内の有志ボランティアの方々が12名でございます。なお、申しあげました老人クラブの元会長さんから元区長さんまでにおいて、介護予防サポーター養成講座の受講者と重複している点については、今申しあげました役職でのカウントをしたということでございます。次に、平成27年度における64会場で参加延べ数5,552名というふうに報告をいたしました、その参加者の男女別内訳でございますが、男性が1,165名、女性が4,387名ということでございます。次に各会場ごとの会費の有無についてのお尋ねでございました。この点につきましては、業務を委託しております社会福祉協議会の担当職員のほうで、各サロン会場の出欠とか名簿でチェックをしてるんですが、各会場の会費の有無につきましては、申しわけございませんが把握しておりませんということでございましたので報告させていただきます。次に椅子の貸与関係につきましては、社会福祉協議会で30脚、が貸与可能であるということでございました。また、ちなみにDVDプレーヤー2台、25インチ型ビジョンと会場によってはプロジェクターやスクリーンを持って、サロンを開催しているということでございましたので、以上報告させていただきます。よろしくお願いたします。以上です。

●**町長（愛甲 一典君）** はい、おはようございます。町長の愛甲でございますけど、昨日一般質問10番議員のですね、質問を受けまして、最終のところの答弁でございますね、少し誤解を与えるような発言をいたしましたので、ここで説明を加えておきたいと思っております。これは深田地区にあります高山の総合グラウンドでございます。昨日ここにつきましては、自衛隊のほうに造成していただいて、今現在は水はけが悪くなって水抜きをしなきゃいけないということで、そんな発言あの話したんですが、ちょっと説明が不足していたと思っております。この高山グラウンドがですね、かなり前のときにですね、旧深田村の村長の強い要望を自衛隊の好意によりですね、グラウンドの整備がなされました。そして深田地区の旧深田村の時、現在もそうですけど、地区のですね、大きなイベント、運動会ですとかさまざまなスポーツ活動に大いにこのグラウンドは今でも使われてるということで、本当にあの地区の皆様が非常に喜んで使っていただいている場所でございます。しかしながら、近年ですね、山水等の浸水がふえてきて水はけが悪くなったということからですね、昨日申しあげましたように、水はけが必要ということで工事を行うということでございます。そういうことで、自衛隊の好意でできたグラウンドを大事に使っている。そのことをさらに使い方をよくするために水抜きを工事を入れるということでありますので、そのところですね、ちょっと説明がまずい、聞き方によっては気まずい聞き方になったことかもわからんということで、改めて説明をさせていただきました。以上でございます。

## **日程第1 議案第25号**

◎**議長（山口 和幸君）** それでは日程第1、議案第25号、あさぎり町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●**町長（愛甲 一典君）** 議案第25号、あさぎり町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について。あさぎり町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することとする。提案理由を申し上げます。地方公務員の育児休暇等に関する法律、平成3年法

律第110号、及び育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律、平成3年法律第76号の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する必要があると、提出するものでございます。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

◎議長（山口 和幸君） 総務課長。

●総務課長（小谷 節雄君） はい、御説明をいたします。議案の条例改正案の本分につきましてですね、大変こういった例規関係改正わかりづらい表現になっております。ということで本日お手元に別紙で、議案25号の説明資料ということでお配りをさせていただいております。こちらのほうで内容の説明をさせていただきます。裏面のほうにですね、地方公務員の育児休業等に関する法律云々というのの法律の概要ということで、裏面のほうにあるかと思っております。まずこの法律改正の背景でございますが、この主な改正内容というのがまずあると思っておりますが、皆様御承知の今年の流行語大賞にですねノミネートされておりました、保育所落ちたとかですね、介護離職とかそういう言葉が流行語大賞にノミネートされるような少子化あるいは高齢化そういった介護問題等々が大きな社会問題になっているのは御承知のとおりでございますが、そういったその現象という申しますか現状をどのように改善するか、ここに書いてございますが、働きながら育児や介護がしやすい環境整備をさらに進めるため、というこの一言がですね、この法律改正の大きな理由でございます。民間及び人事院勧告等を踏まえた国家公務員に係る規定の改正内容に準じて、地方公務員の育児支援介護支援に係る規定の改正を行う。これがこの法律の改正の大きな内容でございます。条例改正もですね、この法律の改正に準じて条例の改正を行うということでございますが、若干内容を申し上げますと、その下にございますが、（1）の育児休業等の対象となるこの範囲の見直し、育児休業制度でございますが、その子というのは、現在は法律上の親子関係にある子どもさんに限定をされております。今回の改正は、特別養子縁組の看護期間中の子及び養子縁組、里親に委託されている子等を加えるということで、法律上の子供さん以外にもですね、実際現状としてですね。そういった看護されてる子供さんも対象に加えるというのが趣旨でございます。その下でございますが、今度は介護関係でございます。（2）で介護休業の分割取得というのがございます。これも介護休業制度が現在法律上も本町の条例上もございますが、現在は対象になりますのは、制度上の運用は、連続する期間というふうな表現というかそういう運用でございます。具体的には、6カ月間、介護休業を始めますと6カ月期間に限定をされております。6カ月過ぎましたら自動的に終了でございます。しかし現在皆さんこれも御存じのとおり、介護の現状というのはですね、そういった6カ月できちんと終わるとか、そういうものではないということで、いろんな多種多様な状態があるということですね。その現状にマッチするために、今出ておりますが、取得期間をですね三つの期間に分割して、取得することを可能にする。もう一つはその下にございます3で、介護休業と別に、連続する3年の期間において、介護のため1日につき2時間の範囲内で勤務しないことができることとする。要するにこれが、介護時間という制度でございますが、これは3年間、1日2時間を限度としてですね。家族の方の看護の介護のために、勤務を要しないことができる。そういう制度が、追加されたということ、この3点が主な内容でございます。また表と申しますか、条例改正案に戻っていただきますが、これが今、説明をしました内容ですね、本町の今の現在の条例に表現をするということで法律の改正案と全くそのままの状態に持っていく、持っていくと申しますか、ということでございます。議案のほうの3ページ以降に新旧対照表をつけておりますが、今申し上げましたこの説明資料のほうの8条の3、15条、15条の2、この内容をこの新旧対照表の改正後のほうにですね、うたっておるものでございます。3ページに長々と書いてございますが、この中身につきましては説明資料の8条の3、育児休業等の対処となる子の範囲の見直し、先ほど言いました内容でございます。それぞれの15条と15条の2につきましてですね、そのように読んでいただきたいと思います。そ

れ以外の条文につきましてはですね、前後の字句の整合性を取るための修正とかですね、そういった内容になっております。最後に一点、議案の新旧対照表の6ページ、最後のページでございますが、これは、改正後の15条の2の3項でございますが、6ページの右側の欄の中ほどでございます。3介護時間については旧条例第16の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき同条例第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額するという事で、介護、説明しました介護休暇介護時間、いずれにしてもですね、結果的に給与を減額する、ようするに無給になるということで、俗に言う有給休暇とは異なってまいります。ということで、本文の最後に2ページでございますが附則といたしまして、この条例は平成29年1月1日から施行する。これは法の施行日とあわせておまして、来年の1月1日から改正するというものでございます。以上説明といたします。よろしくお願ひいたします。

◎議長(山口 和幸君) 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。森岡議員。

○議員(7番 森岡 勉君) 7番森岡でございます。総務課長のほうにこの現在の条例の状況についてお伺いしたいと思います。介護保険の改正による制度がもう8年目でまた改正されたという内容でございますけれども、現在有給休暇の取得状況なり育児休暇の取得それから今出ております介護保険に基づく休暇の状況、それから長期に休まれている状況は、どのような状況になってるか、わかっておればお知らせ下さい。

◎議長(山口 和幸君) 総務課長。

●総務課長(小谷 節雄君) 今の御質問でございますが、まず現在の各休暇の取得状況でございますが、平成27年これは暦年でございますが、1月から12月、平成27年の実績でございますが、俗に言う年休有給休暇、これが平均でございますが12.5日でございます。それから公務災害等の疾病につきましては休暇についてはゼロでございます。私傷病病欠休暇、俗に言う病欠休暇でございますが、これが平均でございますが2.3日、10日以上取得この私傷病休暇、10以上取得というのが10名ございました。これはけがによる入院とか、あるいは疾病による入院等も含めておりますが、その中で私どもで把握しとる範囲での俗にメンタル面での休暇が2名というふうに総務としては、そういう認識を持っております。先ほど言いました10名の中の2名。それから介護休暇でございますが、現制度でおきます介護休暇は、取得者2名の合計の6.7日でございます。介護休暇については以上です。それから育児休暇、産後、俗に言う産休と申しますか、そういうことでの長期特別休暇でございますが、産前産後あるいは育児休業につきましては4名が昨年につきましては、年度をまたいでおる職員もおりますが、4名が取得をしておるところでございます。以上でございます。

◎議長(山口 和幸君) 森岡議員。

○議員(7番 森岡 勉君) ありがとうございます。こういう休みの取得率につきましても最長であれば20日間とはとられるということでもありますけれども、これもなかなか取れなくて、実際有休を使った看護休暇もあるんじゃないかということも思っております。育児休業休暇につきましては、これもずっと浸透しておまして、こういった状況ですととられますし、また来年も3年間という新聞に載っておりましたように、長期にわたりこうできるような状況になっております。今後この介護休暇につきましては、特に皆様方のように管理職の方40代50代の方が介護する状態が増えるんですね。育児休暇については若い方が多いわけですが、介護休暇につきましては、今後そういった年代別に休まれるということで、国の制度上これはどうにもできませんけれども、なかなかこの取得が進まないということで懸念しておりますので、また来年改正されれば、そういったところが織り込まればいいなと思っておりますが、その中で先ほど長期の休暇の方でいらっしゃるということで、私は監査委員も仰せつかっておるもんですから、そのことをちょっと気になったもんですから、伺いましたんですけども、衛生管理面ですたいね、この面でのそういった対応

は、十分に検討してるのかなということが懸念したものですから、その状況がわかればもうちょっと教えていただきますか。

◎議長（山口 和幸君） 総務課長。

●総務課長（小谷 節雄君） 今議員から御質問ございました当然と申しますか、私どももその面につきましては、最大限と申しますかの配慮をして、いろいろ対応しているつもりではございます。具体的に申し上げますと産業医につきましても、色んな分野の先生方がされますが、本町につきましても、熊大の精神科の先生を産業医ということでお願いをしております、職員面談も先生の時間を割いていただいて、必要があると私どもが判断するようなケースは、職員の面談も頻度でやらせていただいております。合わせて内部機構組織でございますが、衛生委員会の中での衛生管理者、具体的な保健士、そういった専門職の面談等も場合によってはやっております。併せて私どもは課題があるような必要性があると判断しますと、主治医の先生とも、場合によっては熊本等まで含めて主治医の先生との、私どもが出向いて先生のお話を聞いてアドバイスをいただいて、職員の対応するとか、そういったこともやらせていただいております。そういった中で一応それなりの対応しているつもりでございますが、先ほど言いましたような昨27年では、一応私の認識で2名という長期休職と申しますか休業者がいるということで、なかなかその付近が結果として、そういった休業につながるようなケースもあるということで、これはすべて公務上から影響してるかどうか判断が分かりますので、一概に言えませんが、ということで少なくとも、公務上からのメンタル面での影響が出ないような、そういった部分は、先ほどから申し上げますとおり担当課として動いておりますし、町長・副町長から色んな配慮もいただいているところでございます。以上でございます。

◎議長（山口 和幸君） 森岡議員。

○議員（7番 森岡 勉君） そういったことで、職場の環境改善なり、そしてひいては最終的には職員の皆さんの安全と健康を守るために、こういった制度の活用を生かしながら、あさぎり町の職員の方々の資質の向上に努力いただければと思います。以上でございます。

◎議長（山口 和幸君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（山口 和幸君） これから議案第25号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（山口 和幸君） 起立多数です。したがって議案第25号は原案の通り可決されました。

## **日程第2 議案第26号**

◎議長（山口 和幸君） 日程第2、議案第26号、あさぎり町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第26号、あさぎり町税条例の一部を改正する条例の制定について提案いたします。あさぎり町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することとする。提案理由を申し上げます。外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律、昭和37年法律第144号及び特定非営利活動促進法、平成10年法律第7号の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する必要がある、提出するものでございます。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、

可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 税務課長。

●税務課長（那須 正吾君） あさぎり町税条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。今回の条例の一部改正は、法人名の変更に伴う改正と外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律の改正に伴うところの改正でございます。6ページをお願いいたします。6ページの下から2行目の第1条は、今回の改正は平成29年1月1日から施行するものです。ただし、特定非営利活動促進法、法人名の変更の改正につきましては、政令の定める日から施行するということになっております。それでは一番後ろのページ、20ページの税条例の改正概要で改正の主立ったものについて御説明申し上げます。それでは法人名称の変更、第36条の2第1項についてですが、特定非営利活動促進法とは、民間非営利団体に法人格を与え、公共サービスやボランティアなど社会貢献活動の健全な発展を促進して公益の増進に寄与することを目的とした法律です。今回の改正につきましては、法人名、仮認定特定非営利活動法人を特例認定特定非営利活動法人に改めたものでございます。次に、個人の町民税の課税の特例、附則第20条の2、附則第20条の3についてですが、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律、というのは、日本と租税条約等の締結がなされていない国となっております。今回は台湾が対象になります。今回の改正につきましては、特例適用利子等及び特例適用配当等の取り扱いを規定するもので、特例適用利子等及び特例適用配当等を分離課税とするものでございます。附則第20条の3につきましては、附則第20条の2を新設したことに伴うところの繰り下げでございます。以上で、あさぎり町税条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。よろしく願い申し上げます。

◎議長（山口 和幸君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第26号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（賛成者起立）

◎議長（山口 和幸君） 起立多数です。したがって議案第26号は原案のとおり可決されました。

### 日程第3 議案第27号

◎議長（山口 和幸君） 日程第3、議案第27号、あさぎり町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第27号、あさぎり町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、提案いたします。あさぎり町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することとする。提案理由を申し上げます。外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律、昭和37年法律144号の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する必要があり、提出するものでございます。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしく願いします。

◎議長（山口 和幸君） 税務課長。

●税務課長（那須 正吾君） あさぎり町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の説明を申し上げます。今回の条例の一部改正は、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律の改正に伴うところの改正でございます。2ページをごらん下さい。1番下の第1条、今回の改正は平成29

年1月1日から施行されるものです。それでは1番後ろのページ、7ページの国民健康保険税条例の改正概要で改正の主立ったものについて御説明申し上げます。まず、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律とは、先ほど税条例の改正で御説明申し上げましたとおり、租税条約等の締結がなされていない国、今回台湾との取り決め内容を日本国内で実施するための法律となります。それでは上から2行目の太字で書いております特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例、附則第13項及び中段の太字、特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例附則第14項について御説明申し上げます。この二つの項は、特例適用利子等と特例適用配当等のそれぞれの額を、所得割の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めることになったものでございます。次に下から4行目、太字の条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例、附則第15項及び下から2行目太字の条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例、附則第16項につきましては、附則13項及び附則14項が新設されたことに伴うところの項の繰り下げでございます。以上で国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。よろしく御願い申し上げます。

◎議長（山口 和幸君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。  
（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。  
（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（山口 和幸君） これから議案第27号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（山口 和幸君） 起立多数です。したがって議案第27号は原案のとおり可決されました。

#### **日程第4 議案第28号**

◎議長（山口 和幸君） 日程第4、議案第28号、平成28年度あさぎり町一般会計補正予算（第5号）についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第28号、平成28年度あさぎり町一般会計補正予算第5号について提案いたします。平成28年度あさぎり町の一般会計補正予算第5号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,504万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ111億797万7,000円とする。詳細につきましては担当課長よりそれぞれ説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 企画財政課長。

●企画財政課長（神田 利久君） それでは、平成28年度あさぎり町一般会計補正予算第5号について説明をさせていただきます。まず1ページをおあげいただきたいと思います。第1条第2項より読ませてください。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。繰越明許費の補正。第2条、繰越明許費の追加は第2表繰越明許費補正による。債務負担行為、第3条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第3表、債務負担行為による。地方債の補正、第4条、地方債の変更は第4表地方債補正による。6ページをおあげいただきたいと思います。第2表、繰越明許費補正、これは追加分です。事業名、産地パワーアップ事業補助金2,967万3,000円。免田地区体育館改修工事6,002万2,000円となっております。次のページをお願いしたいと思います。第3表、債務負担行



為です。公有施設個別計画作成業務委託料、期間が29年度から29年度まで、410万。これは現在、公共施設等総合管理計画を作成中ですが、これを作成しまして個別計画を作成するという事で、債務負担行為を行っております。それから、救護施設しらがね寮調理業務委託料、6,613万2,000円。あさぎり町立小学校図書司書派遣業務委託料、3,627万9,000円。あさぎり町立中学校図書司書派遣業務委託料、723万4,000円。期間につきましてはいずれも平成28年度から31年度までとなっております。これらの業務委託につきましては、29年度以降の業務委託となりますけれども、契約をスムーズにするために、28年度から債務負担行為を起こしているところです。それから次のページです。第4表 地方債補正、それは変更です。学校施設整備事業、750万円の追加で限度額が1億2,780万。次に社会教育施設整備事業、2,860万の追加で9,730万。道路整備事業、2,270万の追加補正です。限度額が1億5,770万となっております。起債方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と変わりません。続きまして11ページをおあげいただきたいと思います。ここは企画財政課所管分について説明をいたします。下から2段目、目1 地方交付税、普通交付税1億3,003万8,000円の減となっております。これは今回の補正の財源の調整を行っております。28年度ですね、普通交付税が48億3,740万1,000円となっております。留保財源が7億1,510万2,000円となっております。続きまして、14ページをおあげいただきたいと思います。上段ですけれども、目2 指定寄附金、この中のふるさと寄附金1,000万円です。今年度ふるさと納税をしていただいておりますけれども、現在の寄附額が2,386万5,000円程度入ってきておまして、これまでの補正が2,500万円を予算計上しておりました。今後も、昨年度の納付状況寄附状況等を考慮いたしまして、今回1,000万円の補正を行うものです。それから下のほうですが、目4 土木債、それから、目6 教育債につきましては、先ほど地方債の補正のところで説明した通りの金額となっております。続きまして歳出の説明をいたします。16ページをおあげいただきたいと思いますが、目7 企画振興費、670万6,000円の補正額となっております。内容としましては地方バス運行等特別対策補助金242万円の追加となっております。これにつきましては、今年4月に発生しました熊本地震による影響で路線バスの運行において長期にわたる運休とか迂回、折り返し運転等がありまして、収支が悪化したということで、補助金の追加が来ております。それからスマートインターチェンジ整備促進協議会負担金428万6,000円ですけれども、これについては当初予算のときに説明いたしましたとおり、今回の当初の負担金につきましては、職員人件費だけを計上させていただいております。今回、平成28年度ですね、事業費とそれから、当初予算のときは職員については再任用ですというふうなことで説明をいたしておったかと思いますが、事務局の都合によりまして正職員の方が来られるということで、その分が上乘せになりまして、この金額にあさぎり町の負担金がこの金額になっております。それから、下のですね、目14 基金費です。補正額が6,815万6,000円となっておりますが、ふるさと基金積立金につきましては、先ほど歳入のほうで説明いたしました1,000万が寄附されるという予測のもとに1,000万円を積み立てております。計上しております。それから、まちづくり基金、それから財成調整基金費、これは利子を積み立てるものでして、歳入についてはですね、後ほど会計課長より説明があると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。それからその下、目17、ふるさと寄附対策費、補正額が642万1,000円です。内容につきましては、歳入で1,000万円の寄附を見込んで上げておりましたが、それに対する歳出の項目を挙げているところです。この中で節12の役務費ですね、15万1,000円、郵送料、15万1,000円を上げておりますが、これについては確定申告等ですね、ワンストップ特例というのがございまして、これは寄附をされる地方団体が5つの団体未満の場合は、このワンストップ特例の制度というのを利用してきまして、確定申告しなくても、これで申告ができるというふうな制度でして、その通知をする切手代と、それから年賀状等を寄附していただいた方に

出しますので、そういったときの経費として見ております。それから受領証明書をですね、寄附をしていた方に受領証明書を出しますので、その分の切手代等ということで15万1,000円を計上しているところです。以上、企画財政課の所管分の歳出の説明を終わらせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

◎議長(山口 和幸君) 総務課長。

●総務課長(小谷 節雄君) 総務課分の御説明をさせていただきます。まず歳入でございますが、11ページをお願いいたします。11ページ最下段でございます。総務費負担金でございますが、派遣職員給与負担金の867万8,000円の減としておりますが、これは当初予算の段階では、本町から公立多良木病院への職員派遣を予定する中での当初予算になっておりました。実際は、派遣はもう行っておりませんので、その分の負担金としての収入の減額ということでございます。13ページでございます。最上段でございます。総務費の県補助金でございます。権限移譲事務費交付金、これ28年度の決定によりまして、66万4,000円という決定額が来ております。現予算との差額の減額でございます。その欄の中ほどでございますが、7消防費県補助金でございます。球磨川水系の防災減災ソフト対策等の補助金でございます。これは本年度分の交付決定ございました226万6,000円ということで、今回決定額の計上をさせていただいたものでございます。歳出のほうはもう既に防災関係の経費としてですね、予算計上しておるところでございます。その下、県支出金の1総務費県委託金、参議院選挙の委託金につきまして精算ができました。今回減額としまして196万7,000円の計上でございます。14ページをお願いいたします。中ほど3雑入の説明欄の中の最下段で、熊本地震に対する支援金配分金ということでございます。熊本地震につきましては、いろんな義援金等もう全国からかなりそれぞれいただいているところかと思いますが、この件は、県の町村会を經由して、熊本県に支援金という形で、先ほどの義援金とは別でございます。支援金として県の町村会経由で主に全国の自治体から等がおもでございますが、支援金としてきた分が10月ぐらいの時点で2億2,700万円ほど県の町村会に来ておるようでございます。あさぎり町も含めた全県下の町村にそれぞれ被災状況或いは亡くなられた方も含めましてですね、配分を決めておられますが、その中で均等割というのがございます。そういうことで、本町、幸いして大きな被害はなかったんですが均等割、それともう一つは、本町に1世帯だけ避難をしてきていただいている方がおられますので、その避難所の受け入れというのは、そういった配分項目もございました関係で、この455万9,000円がですね、県町村会経由での全国からの支援金の本町への配分ということで、きておりますので、今回計上したものでございます。16ページでございます。歳出でございます。議会費につきましては旅費は、節内の費用弁償と普通旅費との組み替えでございます。それから総務費でございますが、一般管理費でございますが、今回の補正の中で、人件費につきましては、総務費以外でも、節の3の手当、節の4の共済費にですね、それぞれ必要に応じて予算の計上させていただいております。今回の主な点は年度末まで不足の見込みがある分についてのみ、現在わかっている分を計上いたしております。減額等も当然出て当然と申しますか出てくるわけでございますが、そういった最終調整はですね、3月の最終補正でまたやらせていただきたいということで、今回は増がどうしても必要な分だけを、それぞれ各費目ごとに手当共済費の中で計上させていただいております。目の1一般管理費でございますが、1の報酬と、節の9の旅費の中の費弁につきましては、男女共同参画の推進懇話会の不足分でございます。それから共済費の中の新条例による追加費用というのがございますが、これは毎年度この補正で減額をしておりますが、これは昭和37年11月に、現在の地方公務員の共済制度はスタートしておりますが、それ以前の制度の中で、在職をされてた方々、もう現在退職されておられる方々でございますが、そういった方々の、その期間についての費用負担というのは現在の共済制度と別枠で負担金の支払いが出てまいりますが、これは当初予算の段階では、その時点での見込み額で計上しておりますが、かな

り高齢の方が対象になってます関係で、お亡くなりになられるようなケースの中で、対象者が減になっていって結果的に費用が減になるということで、毎年度、年度途中で補正減額補正をするということでございます。目6財産管理費でございますが、これは委託料で公有施設個別計画作成業務委託料80万上げておりますが、先ほど債務負担行為でも出てまいりましたけども、現在、公共施設の総合管理計画の策定中でございますが、それと並行しましてその後の個別計画も策定も必要になってまいります関係で、今年度中この80万の補正プラス債務負担行為で来年度の以降も継続して連続して個別計画の策定に当たってまいりたいというふうに考えておるところでございます。節の15工事請負費につきましては、当初予算で庁舎の代替施設としての非常用電源ということで1,300万ほど計上させていただいております。現在準備中でございますが、文化ホールを対象に想定をいたしております。その中で今回400万の追加をさせていただくのは、文化ホールの移動椅子が電動でございますが、あそこは指定避難所としての想定もしております関係で、災害時に移動椅子を移動しなければなりません。そのときに、電源が止まっていた場合、電源が別な関係で、動力電源ということでその分が、指定避難所としての運用する場合に、非常用電源ではその分をプラスしないとなかなかの実際問題として動かないということが判明しました関係で、今回その分を追加でございますが計上をさせていただくものでございます。17ページの最下段でございますが、選挙費で参議院議員の通常選挙費、これは先ほど歳入で申し上げましたが、7月8日執行分で経費の確定がありました関係で、それぞれの節ごとに減額補正をさせていただくものでございます。18ページ、4の町議会議員一般選挙につきましても同様でございますが、費用の確定によりまして残額分を減額補正をさせていただくものでございます。それから少し飛んでいただきまして、23ページの中ほどでございますが、消防費の防災管理費でございます。備品購入費といたしまして、460万計上でございますが、これは今回、職員向けの図上訓練あるいは防災訓練行いました中で、いろんな課題出てまいりました。今現在検証中でございますが、まず大きくどうしても急ぐというふうに想定しましたが、情報伝達手段でございます。現在の消防無線簡易無線もございますが、職員が行政側が災害対策で使用するそういった手段が携帯電話以外はないということで、有事の際はですね、そこがクリアできないと、具体的な対応がもうまず根本的にできないということが今回また改めて判明しました関係で、先ほど歳入で申し上げました町村会の熊本地震の支援金が今回まいりました関係で、今回この460万につきましては、その分をこの情報体制の整備ということで、デジタルの簡易無線機の整備をさせていただくことで今回計上いたしました。今回23台をこの予算で想定しておりますが、将来的にはもう少し必要でないかと、その付近はまだ現在精査中でございますが、一応現時点では60台ぐらいを見込んでおります。ただ将来的なことはまだおきまして、今回23台を緊急的に整備をさせていただきたいということで計上したものでございます。あと25ページ以降給与費明細書がございますが、給与費明細につきましては特別職でございますけれども、特別職の中で報酬が46万8,000円、比較欄の一番最下欄でございますが、にあるかと思っております。この内訳でございますが、主なものは選挙関係の減と、一番大きいのはですね、農業振興課関係の川辺川総合土地改良事業関係で委員さんの報酬が増額ということで、総計で46万8,000円の増ということでございます。あけていただきまして26ページから一般職関係でございますが、その内訳としまして27ページに給与手当の明細でございますが、手当の内訳としまして、時間外手当271万4,000円の減が出てまいりますが、このすべてと申しますか、これまず選挙関係で参議院選挙、町議選の経費の確定によりましてところの時間外手当の減ということでございます。給与費明細の内容につきましては以上でございます。以上で総務課の説明を終わります。

◎議長（山口 和幸君） 会計課長。

●会計管理者（上渕幸一君） それでは、会計課所管の説明をさせていただきます。歳入のほうです。13ページをおあけいただきたいと思っております。款16の財産収入ですが、利子及び配当金といたしまして、財政調

整基金利子が5,488万8,000円、まちづくり基金利子が326万6,000円の補正をお願いしております。会計課としましては、基金の管理運用を任せていただいておりますが、既に御説明のとおりですが、平成28年度から今年度から予算編成の上で、基金からの取り崩し、繰り入れをしなければならぬということで、そういった予算編成をしておるわけですが、今年度以降に置きましても、そういった傾向が続くということで、繰り入れのための資金調達をすることが必要になりますが、基金のほうからといたしましても、基金につきましては、定期預金、それから債券運用で管理を行っておりますが、まずあの定期預金等からの繰り入れというのが順番的になってきますけれども、債権につきましては、売却をする、もしくは満期が来るというようなことでないと現金ができないというのは、制限もございます。そういったこともありまして、これまで超長期債権を、数本持っておりますが、平成42年度以降にしか満期が来ないというようなことになっておりました。そういった超長期の債権を売却入れかえをいたしまして、それぞれ定期預金からも不足するような年度に債権の満期で調達が来るように、満期が来るように調達できるように、入れかえを行ったということでございます。それによりまして、各年度、資金収支計画がありますけれども、その不足する分に債権の満期をちょうど充てるような形でほぼ確定することができたということでございます。そういった運用を行っておりますが、今回、補正いたしますものは、その入れかえに伴いまして、増額、売却益等が出てまいりまして、補正ですということになっておりましたが、その未計上分があったということで今回補正をさせていただくものでございます。以上でございます。

◎議長（山口 和幸君） 税務課長。

●税務課長（那須 正吾君） 税務課所管分につきまして御説明申し上げます。11ページをお願いいたします。今回の補正予算の歳入につきましては、平成28年度の現在までの各税の調定額及び収納率を勘案したところで、当初予算との差額を増額減額調整するものでございます。1番上の項1、市町村民税、補正額が2,089万2,000円。節1現年度分、2,025万9,000円につきましては、本年度の調定額に過去3年間の平均収納率99%を掛けて、当初予算との差額を増額したものでございます。節2、滞納繰越分63万3,000円につきましては、本年度の調定額に過去3年間の平均収納率20%を掛けて、当初予算との差額を増額したものです。現年度分、滞納繰越分合わせまして、補正後の額4億3,405万7,000円となります。次に、2段目、項2固定資産税、補正額3,028万5,000円。節1現年度分、3,028万5,000円につきましては、本年度の調定額に過去3年間の平均収納率96%を掛けて、当初予算との差額を増額したものでございます。補正後の額、5億3,384万8,000円となります。次に3段目、項3軽自動車税、補正額マイナス258万4,000円、節1現年度分、マイナス258万4,000円につきましては、本年度の調定額に過去3年間の平均収納率99%を掛けて、当初予算との差額を減額したものでございます。補正後の額、5,979万4,000円になります。続きまして17ページをお願いいたします。歳出について御説明申し上げます。中段の目2、賦課徴収費、補正額15万6,000円。節12、役務費15万6,000円につきましては、預貯金調査の際に、金融機関に支払う手数料の追加分でございます。1件当たり52円で見積もりまして、300件の10店舗を計上しております。税務課所管分につきましては以上でございます。よろしく御願ひ申し上げます。

◎議長（山口 和幸君） 説明の途中ですが、10分間休憩いたします。

◎議長（山口 和幸君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。生活福祉課長。

●生活福祉課長（小見田 文男君） 生活福祉課所管の補正予算について説明申し上げます。12ページをお願いいたします。歳入から説明申し上げます。款の14国庫支出金、項1、目2の衛生費国庫補助金、節1、療育医療費国庫負担金、平成27年度療育医療費国庫負担金精算交付金8,000円を計上しております。これは平成27年度の事業の実績によりまして追加交付額が確定したことにより、補正をしまして受け入れる

ものがございます。項の2国庫補助金、目2民生費国庫補助金、節1、障害者福祉費補助金、地域生活支援事業国庫補助金82万2,000円減額補正でございます。これは障害程度区分認定等事務費と申しまして、球磨郡障害認定審査会がございますけれども、この事業に対しまして国県からの補助金で行っていましたが、平成28年度から一般財源化、要するに普通交付税措置ということになりましたので、この分の全額を減額補正するものでございます。節2の児童福祉費補助金、82万8,000円計上しております。まず、教育支援体制整備事業、3万4,000円減額しております。これは平成28年度から新規事業で取り組んでおる事業でございますけれども、当初予算計上時には国庫補助金のところで計上しておりましたけれども、県補助金として受けることになりましたので組み替えをするものでございます。それから、放課後児童クラブ環境改善整備推進事業補助金86万2,000円で計上しております。これは放課後児童クラブにおけるICT化を推進し、そこに従事する職員さん等が効率的かつ効果的に業務を遂行できる環境を整備する県の補助事業でございます、今回県との事前協議が完了したことにより予算を計上するものでございます。補助率は事業費の4分の3でございます。内容については歳出のところで説明申し上げます。款の15県支出金、項1、目3衛生費県負担金、節1、療育医療費県負担金4,000円計上しております。これは先ほどの国庫補助金でも説明申し上げましたか、27年度の療育医療費県負担金事業の実績により追加交付額が確定したことにより、補正するものでございます。次のページをお願いします。項の2、目の2で民生費県補助金、節3児童福祉費補助金、1万3,000円計上しております。これは先ほど国庫補助金の予算で3万4,000円の組みかえということで説明申し上げておりましたが、これは10月22日に土曜日でございますけれども、深田の定住センターにおきまして熊大教授を講師として、あさぎり町の教育の質の向上のための研修会を実施しました。認定こども園、それから保育園、小学校等から86名の参加がありました。実のある研修会でございますけれども、補正額1万3,000円、これは実際の経費に対しましての補助率2分の1を掛けての予算を計上したものでございます。節の4障害者福祉費補助金、41万1,000円の減額補正をしております。これも先ほど、国庫補助金で減額補正で説明申し上げましたが、障害程度区分認定等事務、球磨郡障害認定審査会分でございますけれども、県の補助金等も一般財源化ということで、28年度から交付税措置ということで減額したものでございます。14ページをお願いします。款の20の諸収入、項4目3の雑入でございます。この中で、生活福祉課分としまして上げておりますけれども、これもすべてあさぎり町社会福祉協議会からの返還金でございます。まず、平成25年10月から平成26年度それから27年度の2年半の町立保育所の指定管理委託料でございますけれども、指定管理委託協議の事項に協議事項に基づいてですね、返還金が発生しました。要するに人件費の残額とか事務費の残額、それから事業費の積算基準と実績の差額というところを積み上げまして、5,060万6,000円が返還金として計上しているところでございます。それから27年度社会福祉協議会運営費補助金返還金408万5,000円、これも27年度の実績に基づきまして返還をするものでございます。それから、26、27年度の2カ年の指定管理期間が、温泉のですね、温泉入浴施設等の指定管理期間が終わりまして、委託料の返還金が発生しております。これは特にA重油の価格の変動に伴いましての返還と、それから人件費、これは社会福祉協議会の運営補助金との関係がございまして、運営補助金のほうで職員の分をですね、支払っているということで、人件費を返還していただくことに伴いますものが主な原因でございます。ヘルシーランドで130万7,000円、温華乃遥温泉で971万8,000円、それから高山荘ですけども58万5,000円、合計の1,161万円の返還金でございます。18ページをお願いします。歳出を説明したいと思います。人件費等につきましては、説明を割愛させていただきます。款の3の民生費、項1、目1社会福祉総務費20万5,000円の増額補正を計上しております。まず、節の1、報酬費4万4,000円と節9旅費、費用弁償1万1,000円計上しております。本年度は、11月末をもって民生委員さんの3年の任期が切れます。そう

ということによりましての一斉改選の時期でございまして、当初予算で2回の推薦会の予算を計上してございましたけれども、今現在民生委員の定数40人に対して36名、それから主任児童委員定数3人に対して3人の推薦をいただいているところでございます。12月には新しい民生児童委員それから主任児童委員さんが誕生したわけでございますけれども、あと民生児童委員、民生委員さんがですね、4人充足しておりません。今後、あと、12月それからあとの3カ月をもちまして、推薦会をあと2回計画しております。その経費として報償費4万4,000円、それから費用弁償1万1,000円を計上したところでございます。それから次のページをお願いします。目4障害者福祉費7万4,000円の増額補正でございます。節20扶助費、障害者日常生活用具給付等事業費100万円増額補正計上しております。これは在宅の身体障害者が日常生活を営む上で便宜を図り、自立した生活を容易にするための必要な用具を給付する事業でございますけれども、これまでの実績と今後の見込みをしたところで、不足が生じる恐れがありますので今回補正するものでございます。節20繰出金、球磨郡障害認定審査事業特別会計繰出金、92万6,000円の減額補正でございます。これは歳入で説明しました障害支援区分認定と事務費の国庫補助金等の一般財源化に伴います市町村負担金の変更が事務局のほうから参りましたので、今回補正するものでございます。項の2、目1児童福祉総務費110万8,000円の補正でございます。節8の報償費4万2,000円の減額補正でございます。これも歳入で説明申し上げましたが、認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援事業、10月の22日に行いましたけれども、謝金を支出し、事業管理完了したことにより、今回不用額を減額したものでございます。節19負担金補助及び交付金、放課後児童クラブ環境改善整備事業補助金115万円補正計上しております。これも歳入で説明申し上げましたけれども、放課後児童クラブにおけるICT化を推進し、放課後児童支援員等が効率的かつ効果的に業務を遂行できる環境を整備することにより、放課後児童健全育成事業の円滑な実施を図る目的で行う事業でございます。今回、5つの放課後児童クラブがこれを事業に取り組みされるということで、タブレット、パソコン等を購入する経費として、計上したものでございます。先ほども申し上げましたが、国庫補助金で4分の3、あと町が4分の1を財源として行う事業でございます。以上で生活福祉課所管の補正予算について説明を終わります。よろしく申し上げます。

◎議長（山口 和幸君） 高齢福祉課長。

●高齢福祉課長（上村 哲夫君） それでは高齢福祉課所管分の補正予算の説明を行います。歳出予算、18ページをお願いいたします。節4の共済費は省略させていただきます。ページの1番下の段、目2老人福祉費、節28繰出金で介護保険特別会計繰出金21万5,000円を計上いたしております。本年9月に介護保険法施行令の一部を改正する政令が公布されております。施行日につきましては、平成29年、来年4月1日から施行されますけれども、この改正に伴い、年度内に介護保険のシステムを改修する必要がございます。この費用につきましては国の2分の1補助対象でございますので、町負担分を介護保険特別会計への事務費に係る繰出金として繰り出すものでございます。高齢福祉課分は以上でございます。よろしく申し上げます。

◎議長（山口 和幸君） 健康推進課長。

●健康推進課長（岡部 和平君） はい、健康推進課関係を御説明申し上げます。歳入でございますけれども、14ページをお願いいたします。款20諸収入、目3雑入でございますが、1番上、各教室等参加者負担金、3,000円の減額です。夏休みの子供料理教室を実施しましたけれども、その参加者の負担金の減額、参加者数による減額でございます。その二つ下です。平成27年度後期高齢者医療市町村療養給付費負担金精算金、27年度の療養費にかかる町の負担金の精算ができましたので、その分27年度分支払っていた分の返還金ということで、2,768万5,000円を受け入れるものでございます。歳出でございます。19ページをお願いいたします。1番上のほうですけれども、款3民生費の目6国民健康保険事務費は人件費で

ございますので、説明を割愛させていただきます。それから1番下の欄、款4衛生費の目1保健衛生総務費、これは人件費でございますので、説明を割愛させていただきます。次のページです。目6予防接種事業費、38万3,000円の補正でございますが、子供の日本脳炎の予防接種の第2期が本年度で9歳になる子供たちが対象となります。町としては集団接種で全員が9歳になった後なので、来年度の当初に実施するという事で考えておりました。当初予算においてもその費用を計上しなかったところですが、なったすぐのですね、全員が9歳になったすぐの来年度の4月の春休みの当初に予防接種を集団で実施するという事で、材料を確保しておく必要があるということで今回補正をお願いしたところでございます。現在の小学校3年生になりますかね、が4年生になるときの春休みに実施するという事で、対象者が140人ぐらいですけれども、現在の在庫を見ましてその足りない分を計上させていただくものでございます。目7の健康づくり推進事業費については、歳入で申し上げました料理教室の歳入分の財源更正でございます。以上で説明終わります。よろしくお願いいたします。

◎議長(山口 和幸君) 農業振興課長。

●農業振興課長(甲斐 真也君) 農業振興課所管の補正予算につきまして説明をいたします。13ページをお願いいたします。上の枠の中ほどになりますが、目4農林水産事業費県補助金の中山間地域等直接支払い交付金は、現地確認による協定農用地の増加によるものです。続きまして環境保全型農業直接支払い推進補助金と環境保全型直接支払い交付金につきましては、県の交付決定額により減額となるものでございます。次に産地パワーアップ事業補助金2,967万3,000円は、今回の薬草加工所建設により、建屋内に整備します加工調整機器等を、あさぎり薬草合同会社が事業主体となって、平成28年度事業により機械の導入を行うもので繰越事業により導入を行うものです。次に担い手確保経営強化支援事業助成金411万5,000円は、2件の担い手が申請した、農業機械について2分の1の助成を行うものです。続きまして歳出となります。20ページのほうをお願いいたします。2枠目の目4、農業振興費、節19負担金補助及び交付金のJAくま栗選果施設整備事業負担金218万1,000円につきましては、下球磨選果場の栗選果機が老朽化等により、集出荷体制に支障が生じているため、今回整備を行うもので、球磨人吉管内の市町村が国庫補助額の30%の支援を行うものです。次に、目5農業経営基盤強化促進事業費、節19負担金補助及び交付金の担い手確保経営強化支援事業補助金につきましては、歳入にありましたもので、人農地プランに位置付けられた担い手農家の方で、今回は、取り組み状況のポイントが高い方を優先して申請し、2件の担い手が該当され、事業対象額の2分の1を予算計上したものとなります。次に、目8水田農業経営確立対策事業費、節19負担金補助及び交付金の産地パワーアップ事業補助金2,967万3,000円につきましては、繰り越し事業により、乾燥機2台、蒸し機2台、蒸気ボイラー1台、噴射式洗浄機1台、乾式回転調整機1台、脱臭装置3台、フォークリフト1台をあさぎり薬草合同会社が導入するものです。次に、目13中山間地域等直接支払い制度事業費、節19負担金補助及び交付金は、協定農用地の増加により増額するものでございます。次に21ページの目15、環境保全型農業直接支払い制度事業費は、財源更正となります。目17、川辺川総合土地改良事業費、の節1報酬と節9旅費の費用弁償につきましては、国営川辺川事業の計画変更の内容につきまして、11月7日から10日にかけて、各団地の農家の方々にお集まりをいただき、説明会を開催したところですが、来年3月からは、同意取得に向けた業務を進める予定であります。その際に、農政局、県、市町村の職員が関係農家へ訪問することとなりますが、その案内役として推進協議会の委員さん方も協力いただけることになりましたので、10回分の予算を計上させていただくものです。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

◎議長(山口 和幸君) 商工観光課長。

●商工観光課長(北口 俊朗君) はい、商工観光課分の補正の説明をいたします。歳出のみです。21ペー



ジをお開きください。1番下段になりますが、目1商工総務費、節19負担金補助及び交付金、260万円、内訳といたしまして、店舗改装事業等助成金100万円。住宅リフォーム等助成金160万円です。店舗改装事業等助成金につきましては、現在12件が申請され、交付決定をしております。予算的にはもうゼロに近い状況であります。申請予定者が1名おられまして、現在相談を受けております。その関係上100万円を計上させていただいております。住宅リフォーム等助成金につきましては、予算残額が230万ほどございますが、申請件数の過去3年間の推移を見ますと、今後予想される申請を考慮しますと160万ほどの不足が生じるということで160万円を計上させていただいております。続きまして、22ページをお開きください。目1定住促進費、節1報酬、150万2,000円の減額です。これにつきましては、当初予算では非常勤職員で結婚相談員を対応するということで予算計上してはいたしましたが、人事により職員配置がありましたので減額いたします。その下の節4共済費、節9旅費につきましても、その非常勤職員の関係でございます。節19、負担金補助及び交付金54万7,000円。内訳としまして、人吉球磨能力開発センター負担金54万7,000円です。人吉球磨能力開発センターにつきましては、人吉球磨地域の高い職業技能者の育成と離職者及び求職者への就労支援等という目的で設置されております。しかし、地域建設業界の人手不足そして求職者減により、国県の補助委託事業及び自主講座ともに受講生の確保に苦慮されている現状でございます。そういうことで、現在能力開発センターの基金の枯渇、そして前年度決算での欠損金等がございます。54万7,000円の負担の増額ということで、計上しております。以上です。

◎議長(山口 和幸君) 建設林業課長。

●建設林業課長(坂本 健一郎君) それでは建設林業課所管分について説明をいたします。8ページをお願いいたします。地方債の補正で先ほど企画財政課長からありましたとおり、1番最下段の道路整備事業でございます。課長より説明があったとおりでございますが、6月の第2号補正予算におきまして、当初の配分内示による減額を行いましたが、今回国の第2次補正予算で、歩道整備舗装補修事業に伴う国の補助金、社会資本整備総合交付金の追加配分がなされましたので、それに伴い、起債額も増額補正いたすものでございます。追加分につきましては、合併特例債を充てるものでございます。次に、歳入の12ページをお願いいたします。国庫支出金、目4土木費国庫補助金でございます。道路改良費補助金、ただいま説明しました国の補正予算による交付金の追加配分がされましたので、4,680万円の追加補正を行うものでございます。当初要望額に対して約60%しかついていなかったものが、今回の追加配分によりまして、78%まで復活をいたしております。次に14ページをお願いいたします。雑入の欄の上から2行目でございます。熊本県治山林道協会熊本地震災害見舞金、本町が加盟します、全国の治山林道関係協会から熊本県協会へ熊本地震に対する見舞金が支給されました。それを県下会員市町村に一律5万円が支給されております。これを受け入れるための予算措置でございます。それから町債の土木債の分でございますが、これは地方債の補正で説明しましたとおりでございます。歳出で22ページをお願いいたします。土木費、道路維持費、委託料、設計委託料、1,960万円でございます。今年度発注した橋梁工事費の入札残及び工法見直しによる事業費の組み替えでございます。橋梁の設計委託費を追加するものでございます。この中には、橋梁長寿命化修繕計画に基づく来年度以降の補修工事に備えて新たに5橋分の調査設計も含んでおるところでございます。工事請負費2,400万円の増でございますが、これも交付金の追加配分によりまして、舗装補修工事で7路線の事業量施工延長を追加して行うものでございまして、橋梁補修5橋分の入札残の工事費調整もあわせて行うものでございます。道路改良費、工事請負費2,900万円の追加でございます。同じく交付金の追加配分による歩道整備工事で、堂の下線ほか2路線の事業量施工延長を追加するものでございます。以上でございます。よろしく申し上げます。

◎議長(山口 和幸君) 上下水道課長。



●上下水道課長（深水 光伸君） はい、上下水道課所管分について説明をさせていただきます。歳出の23ページをお願いいたします。最上段の目1下水道費、1,643万4,000円の減額でございますが、下水道事業特別会計の補正におきまして、平成27年度決算による繰越金を計上しましたので、超過となる歳入分の繰出金を減額するものでございます。以上よろしくをお願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 教育課長。

●教育課長（木下 尚弘君） はい。続きまして教育課所管について説明を申し上げます。6ページの繰越明許費をお開きいただきたいと思います。下段の款9教育費、項5保健体育費、免田地区体育館改修工事でございます。年度内で工事を行う予定でしたけれども、4月の熊本地震の影響を受けました高山体育館を補正をお願いして先に改修をしております。二つの体育館を同時期に改修することは、利用者に迷惑をおかけしますことから、利便性を考慮し高山体育館の竣工を待って着工することといたしておりますが、竣工を来年2月末と予定しておりますので、年度内の完成が厳しいことから今回繰り越しをお願いするものでございます。続きまして、7ページの第3表債務負担行為でございます。あさぎり町立小学校図書司書派遣業務委託料及びあさぎり中学校の図書司書派遣業務委託料でございます。先ほど企画財政課長のほうから説明があり重複する部分もありますけれども、説明をいたします。小中学校の図書司書派遣業務につきましては、平成26年度から28年度までの3年間を委託期間として、派遣いただいております。本年度末で委託期間が終了いたしますことから、新たに29年度から31年度までの3年間、委託に向けて準備を進めることとなります。年度当初からの業務となりますことから、業者選定に当たりましては、明けて1月からの事前の準備を必要といたします。そこで準備行為期間も含めて28年度から31年度までの負担行為として今回計上いたすものでございます。あけていただきまして、8ページ地方債補正でございます。上段の学校施設整備事業、補正後1億2,780万円となっておりますけれども、750万円の増額、これにつきましては須恵小及び深田小学校並びにあさぎり中学校のトイレ改修工事の設計委託分でございます。その下の社会教育施設事業につきましては、補正後9,730万、2,860万円の増額でございますが、免田地区体育館の改修工事で事業費の増額に伴うものでございます。続きまして歳入、12ページをお願いいたします。目7の教育施設使用料でございますが、節6社会教育施設使用料、過年分といたしまして1万円を計上しております。平成26年度にですね須恵文化ホールを利用されました使用料が、本年度納入されまして、今回補正をしております。なおこれでこの件はすべて完納となっております。続きまして、14ページをお願いいたします。目2の指定寄附金でございますけれども、この中の教育費寄附金10万円についてでございますが、本年度におきましても、関西ふるさと会から10万円の寄附をいただきました。それを歳入に受け入れるものでございます。最下段の目6の教育債でございますが、先ほどの地方債補正のところでの説明と同様でございますので割愛させていただきます。続きまして歳出でございます。23ページをお願いいたします。中ほどの目2事務局費につきましては、人件費のため割愛いたします。その下の項2小学校費の目1学校管理費、節13委託料606万円でございますが、これは学校施設整備計画で次年度予定しております須恵小及び深田小学校のトイレ改修工事を、最大限夏季休業中に工事を行いたく今回設計をお願いするものでございます。最下段の項3中学校費の目1学校管理費、節13委託料198万円につきましても同様でございます。すいません。上段のですね、小学校費に戻っていただいて、節18備品購入費10万円でございますが、これは歳入のところの説明いたしました、関西ふるさと会からの寄附金を活用いたしまして、図書を購入するものでございます。小学校でございますので、1校当たり2万円、5校分として措置をいたしております。あけていただきまして、目3文化財保護費、伝統芸能継承補助金9万5,000円でございますが、当初予算で予定しておりました団体より、2団体ほど多く申請が上がってまいりましたので、その補正をお願いするものでございます。その下、目1保健体育総務費でございます。節19の負担金補助及び交付金、くまもと県

民体育祭の事務局負担金50万3,000円でございますが、これは事務局に派遣されている職員のですね、給与に係る負担金の補正でございます。当初派遣職員に関しましては、主事クラスの職員で見積もってありましたが、実際に派遣された職員が参事の職員ということでございますので、負担金の追加請求がっておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。次に目2体育施設費、節15の工事請負費2,940万円でございます。本年度当初で免田地区体育館の耐震改修事業といたしまして2,890万円ほどの予算を計上しておりましたけれども、実際に設計を進める中で、足場工事費と天井改修内容につきましては、当初の想定をはるかに上回る経費が必要となるという懸案事項が出てまいりました。内容把握が困難であったにせよですね、仮設足場などに対する認識の甘さ、それからもう少し深い検討が必要ではなかったかと反省しているところでございます。ただし、この体育館は災害時の避難場所としての指定もありますし、引き続き体育館を利用していくためには、どうしてもやらなければならない改修事業でございますので、どうかよろしくお願ひいたします。次に、目1給食センター運営費、11需用費50万円でございます。現給食センターが稼働いたしまして10年が経過しておりますけれども、調理機器あるいは空調、ボイラー、蒸気の配管などですね、経年劣化によります修繕がふえてきております。今年度におきましても少し大き目の修繕が発生いたしまして、給食をストップするわけにはいきませんので、補正を待たずに、現予算消耗品費から回して修理を行っております。その費用18万4,000円が消耗品費として計上しております。それと今後、3月までの修繕費用といたしまして、過去3年間の平均額を補正として計上させていただいております。節18備品購入費86万9,000円でございますが、これは蓄冷剤凍結庫の購入費用ということで計上しております。これはいわゆる保冷剤を凍らせる機器でございますけれども、故障により使用できなくなっております。今回新規に購入をお願いするものでございます。以上で教育課所管の説明を終わります。どうかよろしくお願ひいたします。

◎議長（山口 和幸君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。10番、皆越てる子議員。

○議員（10番 皆越 てる子さん） 10番でございます。20ページですけども、農業総務費の農業振興費の中に、JAくま栗選果場施設整備事業負担金が218万1,000円というようなことでございます。昨日、この資料全員協議会で説明していただきました、27年3月31日現在でその町村負担金が示してあります。この町村負担金を申し合わせっていいですか、この12月定例議会において、この負担金を議会に提出して議決をいただくように話し合いが、申し合わせがあったかどうか、その辺のところをお尋ねいたします。

◎議長（山口 和幸君） 農業振興課長。

●農業振興課長（甲斐 真也君） この負担金につきましては、2年ほど前からこの栗選果場の改修につきまして、JAのほうから説明があつていたところなんですけれども、当初時にまだこの産地パーク事業が通るか通らないかというも判明しませんでしたので、そういったところで今回お願ひしたわけなんですけれども、そういったところで各町村の方々にJAのほうから説明を回っていただいて、首長さんには、その前に説明をさせていただいて、負担金のお願いをされたところであります。今回入札が終わりまして金額が確定しましたものですから、この218万1,000円を計上させていただいたところとあります。各町村の方々には説明また人吉のほう事務局になっておりますので、人吉市からの予算の計上もお願ひをされていっているところでございます。以上です。

◎議長（山口 和幸君） 皆越議員。

○議員（10番 皆越 てる子さん） 12月議会でどこも提案されるということで、御理解していいんですかね。

◎議長（山口 和幸君） 農業振興課長。

●農業振興課長（甲斐 真也君） 人吉市だけが事務局ということで、人吉は市の負担を概算で計上されているということを聞きましたけれども、他の町村につきましては、今回計上とさせていただくものでございます。

◎議長（山口 和幸君） ほかにありませんか。1番、市岡貴純議員。

○議員（1番 市岡 貴純君） 23ページ消防費についてお伺いします。防災管理費こちらについての備品購入ということで、デジタルの無線化っていうことを、先ほどおっしゃってましたけれども、当初23台今回はということですね。後の60台というのは、これは職員さん用ということでお聞きしますが、団員の方のデジタル化っていうことも含めてお考えでしょうか。

◎議長（山口 和幸君） 総務課長。

●総務課長（小谷 節雄君） 先ほどちょっと触れましたが、今回の訓練等を通して、これは以前から課題であったんですが、今おっしゃいますように、消防団の幹部さん方はアナログの今簡易無線をお持ちでございます。一応数的には消防団としては今の体制では完璧と言えるかどうか別としまして、それなりに消防無線は整備をしている。今回はさっき言いましたように消防は災害対策本部として、職員がそれぞれの分野で動く時に、そのときの連絡体制の不備という問題が出てきました関係で、行政用の今回は簡易無線というような位置づけでございます。その中で先ほど60というのは概算でございますが、あくまでも、いろんな分野でしたときに、欲を言えばその位あったらいいんじゃないかというのは現在見込みでございますし、最終的な整備のほうはまた今後の来年度予算以降、また今後考えるわけでございますが、今御質問の消防無線はさっき言いましたように、アナログでございまして、これももちろん財政の問題もございまして一概に言えませんが、デジタルとアナログは試験もしましたが全然聞こえも違います。今回アナログでは、なかなか聞き取りにくくてというところありまして、色々やりとりの中でも、これはもう代えた方がいいかなということ、担当部局としてはございますが、現時点ですぐ消防の簡易無線まで、すぐやれるかどうかというのは、それこそ、こういう言葉で申し訳ございませんが、現時点では検討課題という位置づけでございまして、今回の考え方はあくまでも消防無線とちょっと切り離れた考え方をしております。

◎議長（山口 和幸君） 市岡議員。

○議員（1番 市岡 貴純君） 内容の方分かりました。そしたら総合的に考えてみますと、互換も必要かと思えますけれども、預かって今お借りしております無線機、バッテリーのほうも年月が経つと劣化してくるということですので、そこら辺も考えて、またよろしく願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 答弁は、総務課長。

●総務課長（小谷 節雄君） 今おっしゃいました、その現在整備しておる機器の使えない状態というのは当然あってならないことですので、ちょっとその話は聞いております。ちょっと充電がうまくいかないとか、そういうのは現在でも随時対応ささだせていただいております。ということで少なくとも、現在の無線機の機能は維持できるように当然やっていくべきと思っております。

◎議長（山口 和幸君） ほかに。5番、久保尚人議員。

○議員（5番 久保 尚人君） 5番久保です。13ページの利子及び配当金についてお尋ねします。債券の運用が、今まで42年度以降の満期の部分が多かったということで、それを今回短いものに変えていくということを今説明を受けましたが、現在の債券での運用の総額、それに今回満期を何年度から何年度までに設定されたのか。それと今までの債券運用での総額幾らの運用益が出てきているのか。今わからなければ、また午後からでもお願いしたいと思います。

◎議長（山口 和幸君） 会計管理者。

●会計課長（上瀨 幸一君） 最初に言われました運用総額というものにつきましては、債券で運用している額ということですかね。額につきましては、ちょっと後ほどまたお答えしたいと思います、失礼しました。債券で運用している額が34億5,000万ほどあります。それと満期が何年ぐらいでっていうお話なんです、これまで持っておりました債権につきましては、42年度満期とか46年度満期というのがあったわけですが、既発債等に入れかえを行いまして、具体的にその28年度から33年度までは定期預金で一応充当できるということで考えておりますが、それ以降34年度から42年度までにつきましては、定期預金ではもう苦しいということで、債券を売却もしくは満期を充てるっていうことが必要になってくるわけなんです、今申しあげました年度で、ちょうど満期になるような年限のものを入れ替えて、そこでそれぞれの年度で満期を迎えるということで、満期償還されたものが、基金から繰り入れをすることができるような形になったということでございます。それから全体的な債権の運用の収益と言いますか、につきましては、28年度9月上旬での集計ですが、現在のところ2億7,400万、最終的には8,000万程度までいくのかなと思っておりますが、そういった収益があっております。以上でございます。

◎議長（山口 和幸君） 久保議員。

◎議員（5番 久保 尚人君） 以前から長期の分を短くしてほしいという、お願いをしとったわけですけども、今回、特に取り崩しを行っていかねばならないという場面にだんだん差しかかってまいりましたんで随分短くしていただいて、最長でも今後14年後ぐらいには債券の運用がなくなるというような感じになってきました。これで随分、もしもの不測の事態、国債あたりの金利が急に変わったりする場合、その辺のリスクというも随分少なくなったと思っております、私は喜んでおります。ありがとうございます。以上です。

◎議長（山口 和幸君） ほかに質疑ありますか、予定は。じゃあ、まだあるようでありますので、一応ここで休憩をいたします。午後は1時30分から再開いたします。

休憩 午後 0時01分

再開 午後 1時30分

◎議長（山口 和幸君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。会計管理者から追加答弁の申し出があつておりますので、これを許可します。会計管理者。

●会計管理者（上瀨幸一君） それでは午前中、5番議員のほうから収益についての御質問がありましたので、追加して説明をさせていただきたいと思っております。お手元にA4横の年度基金ごと国債収益推移あさぎ町という資料をお渡ししてるかと思っております。ここの国債といいますのは債権ということでおさえていただきたいと思います。この資料は、債権扱い始めました平成16年度から、今年度に至るまでの運用益のみ数字としてあらわしたほうの表でございます。基金に関しましては五つの基金で行ってまいりましたが、最近はその三つの基金で運用をしております。その中で平成28年度は午前中申し上げましたように、2億7,400万程度の運用益、これは利息収入も含めてでございますが、上がってるということでございます。平成16年度からトータルしまして1番右になりますが、8億9,200万程度の運用益を見ているということでございます。運用益として上がりました利子配当収入っていうものに関しましては運用益が出た後すぐに積立金のほうに回っていくというようなことで、現在高のほうに回っていったというところで御理解いただきたいと思います。その中から一部取り崩し等があるということでございます。現在のところ、全体で99億6,000万程度の基金高になっておりましたが、今年度若干取り崩しがあつておりますので、98億程度になっているんじゃないかなと思っております。その内、財調まちづくりで72%、公共施設整備基金を合わせますと、99億の中の8割がその三つで占めるということです。その中で債権で運用しているものが午

前中申し上げましたように34億5,000万程度あります。その中で午前中申し上げました、年度に満期を迎える債権があるということで御理解をいただきたいと思います。以上でございます。

◎議長(山口 和幸君) それでは、質疑ございませんか。14番、溝口峰男議員。

○議員(14番 溝口 峰男君) 2点お伺いします。総務費の税務総務費とそれから民生費の社会福祉総務費、まず税務総務費の中で、預金照会事務手数料というのが挙げられておりますが、これは滞納整理を行う一つのまずの第1段階のだろうと思いますね。滞納する差押えする場合は、その段階の一つのまずは段階。要は私はこの滞納整理の中での今は3億2,000万ほど滞納額があるわけですが、一生懸命整理をいただいていることは本当に感謝をいたします。その中で、その差押えをする場合の手順、今それぞれ滞納者の財産を調査するために、今回銀行あたりの照会をされて、把握をされた上で何を順番で抑えていくかと、差押えするかという話だと思うんですが、その中で、これは実例があつてはるんですが、商売してる場合は今、売掛金その差し押さえも現在やっておられますすよね。商売する場合の差押えは、非常に大きな信用を失う結果になるわけですね。取引がもうだめになる可能性だって大あるわけですが、払わないのが悪いっていえばもうそれで終わってしまうんですけども、何年も3億2,000万の中には、長い年月をかけて積み重なって納めてない人たちがおります。1年以内の滞納者もおられ、そういった中で私はもう少し取るのは当然ですけども、情っていうのかな、そういった配慮もあつていいんじゃないのかなと思う面があるわけですね。いきなり、差押えを取引先に出すことは、もうここは商売やめろっていう話にもなってくるわけですよ。信用がもうなくなってしまうわけですから。ですから、まずは預金照会しながらそういったことがないから、されるのか、あるいは商売しとれば店舗回り車回り商品もあるわけですよ。ですから、そういう段階を踏んだ上で、それでも足りない、あるいはそれも差押えができない、だったら次の最終手段として売掛金に入っていくかやいかん。そこはそこに行くまでには、そういう滞納されてる方には、しっかりと私は言った上で、こういうふうな形に段階としてはなつてきますよっていうのは、そこが私はあつてもいいんじゃないのかなと思うんですよ。何もかも差押えすればいいんじゃないんじゃないのかなと。もう少しその辺の配慮をした上で、されると私は信用を失う前に商売しとれば、そもそもこらどやかして金払わんばいかんたっていう話にもなってくると思うんですけども、今のやり方は非常にあんまりもう事務的に事が進んでいってるんじゃないのかなと思うんですけども、どうですか担当課長からすれば。

◎議長(山口 和幸君) 税務課長。

●税務課長(那須 正吾君) 確かに議員おっしゃるとおり、今厳しく滞納処分等行っております。過年度にわたって滞納されてる方もたくさんいらっしゃいますけれども、私たち税務課の立場からすると、何とか税金に変えられるものはないかということで、今日上げております預貯金調査とか、いろいろ売掛金の調査とかも実施しております。差押えする前には差押え予告書というのを本人さんのほうにも送っております、その後御相談に役場のほうに来てもらって、何らかの納税相談等ができれば、その段階でまたうちのほうも判断のしようがあるんですけども、なかなか出ても来られないということになると、もう最終的な手段として、差押えを行うということになります。今預貯金についても10円単位から差押えをやっているところですよ。確かに厳し過ぎるという声は多く聞いておりますが、私たちも公平性を税を納めてもらってる方に対して公平性を保つためにはそういった形で厳しくいかざるを得ないという今の状況でございます。

◎議長(山口 和幸君) 溝口議員。

○議員(14番 溝口 峰男君) その厳しく取り立てるっちゃうことは、私はそれをすんなって言ってるんじゃないですよ。そこには住民でありますから、今言うように私は基本は商売してるんだったら、そういう人たちに儲け出してもらって税金を納めているような形が1番いいわけで、そういう継続性も考えてあげないかんと思うんですよ、一方は、何もかんも取りたてればいいじゃなくして、追い詰めば最悪の状況になつ

てきますからね。ですから、それは町は金の取り立て屋ではないんで、その辺の私は手続上、こういう形で納めていただかなければこういう形になっていきますよって、今言うように来てもらわんからもうって言いますけど、すぐほんなら出ていけばいいんじゃないですか。出向いて行って、そして説明をすると、私はそういう一方は情はないと私はいかんのじゃないかなって思うとですよ。ただ出て行って役場につて。呼び出して出てこんじゃったけん、事務的に差押え通知を全部出してしまふ。その前に私はやるべきことがあつていいんじゃないのかなって思うとですたい。その立場上はね、それはもう厳しくっていうけれども、少しでも町民の皆さんがたが商売してるのであるならば、継続して利益を上げてもらって税金を納めてもらえば一方考えてあげることも必要ではないのかなと思うんだけど、どぎゃんですか、そのあたりは。

◎議長（山口 和幸君） 税務課長。

●税務課長（那須 正吾君） 確かに議員おっしゃるとおり、私たちも厳しくやっているんですけど、さっきも言いましたように、色々な苦情等もたくさん聞いております。私は職員のほうには言ってるんですけど、私たちの仕事は、町民の方を追い詰めるのが仕事じゃないんだよちゅう話は常にしております。できることなら、相談を本人さんとさせていただいて、できる範囲納めてもらうような形をとってもらったが私も1番理想だと思いますので、今後はそういったところも注意しながら、対応をしていきたいというふうに考えております。

◎議長（山口 和幸君） 溝口議員。

○議員（14番 溝口 峰男君） ぜひ取っていただくことはもうありがたいことですから頑張っていただかにやなりませんかね、もう少し配慮をいただければ、気持ちよく税金も納めていただけるんじゃないのかなっていう部分もあります。もう一つ、社会福祉の民生委員。

◎議長（山口 和幸君） 今もう3回にきたんで、1回終わって、ほかになかったらいきましょう。ほかには質疑ございません。ありませんか。10番、皆越てる子議員、

○議員（10番 皆越 てる子さん） 先ほど一緒に質問すればよかったんですけども、23ページの中に教育費の中に小学校と中学校費で、トイレの改修というのが、課長から説明がございました。昨日、全員協議会の折に資料を3つ用意していただきました。そこでこの資料3というのは、このトイレについてのアンケートですけども、これはトイレの改修についてのアンケートで、小学校5校と中学校1校を全生徒にアンケートを出されたものか、ひとつお伺いしたいと思いますけど。

◎議長（山口 和幸君） 教育課長。

●教育課長（木下 尚宏君） アンケートの結果ですけども、それこそ、今お示したのは出来たてでございますけれども、小学生に関しては5年生6年生を対象にしております。それから中学生に関しましては中学校1年生を対象にアンケートとらせていただきます。回収率100%がございませんが、ほぼ98%から99%の回収率だったかというふうに覚えております。以上です。

◎議長（山口 和幸君） 皆越議員。

○議員（10番 皆越 てる子さん） 分かりました。それとこの資料の中に執行部全員お持ちじゃないと思いますけども、資料2というのがあるんですよ。学校トイレ調査集計表というのが、そこに上、免田、岡原、須恵、深田、あさぎり中学校は書いてあります。そこに大便器の洋式と和式が区分して書いてあります。そこで小学校と中学校を考えたときに、小学校は洋式は少ないんですよ。中学校に来たら19と23になって、洋式が約半分はあります。私が言いたいのは、この小学生のアンケートを取られて、私今朝通学途中の生徒に尋ねました。トイレはどやんですかって。したら、アンケートといやったよっていう子は5年生でございました。である人に小学4年生でしたけども、尋ねたら、骨折してる人にはもう上からかぶせて洋式に使うようにされておりますちゅう学校とかそういう、骨折して無理だなんていう子には様式のかぶせて使うト

イレを用意していただくというような子供でありました。私なぜかと言いますと、中学校がこの比率にして、19と23ですので、低学年から洋式に進めていただいて、あさぎり中学校にしましたら、19と23ですので、低学年から洋式にさせていただくよう考えていただかなかったのかなという、私そこ辺のところ、どういう考えだったのかなと思いますのでお尋ねいたします。

◎議長（山口 和幸君） 教育課長。

●教育課長（木下 尚宏君） あさぎり中学校の比率が高いということでの御質問でございますけれども、確かに各小学校は洋式は少のうございますけれども、基本的にあさぎり中学生になりますと、いわゆる女子の生徒が結構、いわゆる和式のほうを使わない、いわゆる洋式のほうを使って、なかなかトイレを我慢する生徒さんが多いというふうに聞いております。ですので、あさぎり中学校のほうを先に計画をした部分もあると聞いております。以上です。

◎議長（山口 和幸君） 皆越議員。

○議員（10番 皆越 てる子さん） アンケートを見て、さほど違いがなかったものですから、どうか考えをトイレの改修が29年度30年度になっておりますけれども、低学年から実施していただいたがよかったのではないかなという思いから質問させていただきました。

◎議長（山口 和幸君） 教育課長。

●教育課長（木下 尚宏君） 議員のほうからそういった御意見がありましたので、再度担当のほうと、もう一度ちょっとその辺を確認いたしまして実施したいと思います。それから、今回のトイレの改修につきましては、それぞれの学校に多目的トイレの設置がございません。今回の改修につきましては、そこも各学校に1カ所の多目的トイレの設置も考えているところでございます。以上です。

◎議長（山口 和幸君） 14番、溝口峰男議員。

○議員（14番 溝口 峰男君） あと一つ民生委員の問題にお尋ねいたしますが、現在36名位が委嘱できる可能性が推薦が来てる。あと4人非常に民生委員さんを見つけるのは、もう本当に御苦労をですね、もう皆さん方もそうですし、区も区長さん方も大変、私も経験がありますから。そこでお尋ねするわけですが、今も現在も民生委員さんがいないところがあるわけですね。本当にこれはもうおってもらわんと、本当に私は弱い立場の人たちは1番の頼りである方なんですけれども、もしもできない場合の体制、どのように、まだ今も現在もおらんところがあるわけですから、しっかりと対応していかないと私は悲惨な状況になるんじゃないのかなって、もう現実に二、三日も町の中で一家心中の事件がありましたよね。私は先月行って、いろいろ話した方ですから、もう残念でならんとですが、何らかの本当に方策がとれなかったのかなと、そういう民生委員さんもおられる、社会福祉協議会もある、それにまして民生委員さんがいない場合は、本当にこれはしっかりとした対応をしていかないと、今からもっともっと高齢化社会になって、こういう身障者が多くなっていくわけですが、悲惨な状況が生まれてくる可能性は大だと思っんですよ。そのあたりも含めたところで、あと4人何とかこれはもうお願いしてもらわないといかんと思いますが、そのあとの対応ですたいね、もしもできない場合はどのような対応されるのか。今いないところは、保健師が対応しているのかどうかわかりませんが、その辺も含めたところで、しっかりとそういう後のフォローができるのか、お考えをお伺いしたいんですがね。

◎議長（山口 和幸君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（小見田 文男君） 確かに議員さんがおっしゃるとおりだと思っております。今回も私も改選2回目でございますけれども、1回目、3年前とすれば、今回はほんとにさらに厳しく、民生委員さんを探すのに本当に苦労しております。本当に区長さん初め、地域の代表の方、また議員さん方々に御協力もありまして、今現在4名で今週1カ所のところが、本人からの承諾を得ましたので、しばらくしてから推薦会

とか開いて民生委員さんの推選をしたいと思っております。あと残るのが3名というところがございますけれども、1カ所は本当に議員も御存じかもしれませんが、1カ所は難しいと思っております。今度、新しい民生委員さんが12月の今月の15日に委嘱状交付と定例会が開催されます。その折にでも支部の方、五つに支部がありますので、分かれてそこでちょっと御相談したらどうかなってところがあるんですけども、1人の人がもう一つ、どうしてもその民生委員さんのできない地区、を兼ねてしてもらえないかなってということも一つは考えております。あとは今は上地区は何名とか、免田は何名とかしておりますけれども、この地区割りをもう変えていかなければ、今後、難しいものが出てくると思っております。そういうところも民事協、町の民生委員会の協議会がございますので、そこで十分に協議をしていただいて、また我々ができることは援助支援なりをしていかないと本当に今週のある地区でその事件が起きましたけれども、そういう問題が日常茶飯事に、いろんな相談ケースが上がってきております。本当に特に民生委員さんには、そういう町民の方の相談、そしてそれをつなぎ役として行政、社会福祉協議会いろんなその関係団体につないでいただく重要な役割だと我々は認識しておりますので、今後真剣にそのところは、考えていきたいと、今のところ考えております。

◎議長(山口 和幸君) 溝口議員

○議員(14番 溝口 峰男君) 本当に御苦勞をいただいて本当に申しわけないですね。本当に。それだけに民生委員さんの役割というのは、本当にまた責任が重い仕事でもあるわけですよ。特に今、何といいですか、範囲の見直し、こういった平坦地の見直しは私はそんなに無理はなくて、私はできるんじゃないのかなと思うんですが、しかし民生委員さんと地区住民との信頼関係ができないと、相談事というのはできないんですよ。これは思っても、知らん人には悩みを打ち明けられんといいがあつとですよ、実際言つて。だから本来は地区地区におつてもらつたほうが1番ありがたいことなんですけども、今度は距離的な問題があつて、それができないところがあるわけですね。そこはどうするっていう話です、今度は。これは今度は距離があれば、そぎゃんどこまでは、うちらは見きらんばいて、どぎゃん考えなつてですか、そういう場合。それはもう現実として出てきてるだろうと思うんですけど。どのような対応の仕方を考えておられますか。

◎議長(山口 和幸君) 副町長。

●副町長(小松 英一君) 今おっしゃつたことは、もうこれ全国いろんな町村での悩み事として、さまざまに課題提起というか、問題提起されております。同じく郡内でも、おっしゃるような地区が相当あるというふうに向つておまして、今回の民生委員の改選においては、そういう山間地を有する自治体の共通の悩み事でもあります。とは言え、なかなかこれだというふうな解決策があれば、私たちがそれを参考にしたいと思うんですけど、どこも悩んで腕組みをして、どうすべきかというふうな宿題としてずっと抱え込んでいるというふうなことを、つい最近も郡内の他の多く首長の方からもお聞きをしました。大変申しわけないけれども、今議員がまさにおっしゃつたように、なかなか個別に信頼関係を築いてということまではできないけれども、何とかお願いをして配置つていいですか、やつていただくというふうなことをやつておられるケースも本当に多いです。私たちが大体想像しておられる地区同じだと思いますけど、そこを特例として、どうこうっていうふうにできるのであればとは思いますが、課長が申しましたように、隣接する行政区を管轄する担当する民生委員さんが、私がというふうに言つていただければもう1番ありがたいことなんですけど、そこまで御相談は何かできればとは思いますが、万が一できない場合には、次善の策ということですので、町のほうでどのような対応するのかということ、また具体的に検討せざるを得ないと思います。長期間空白でおくというわけにはいきませんし、もちろん高齢化は町よりも数段先を行つております。高齢者の単独世帯がほとんどでございますので、そのようなケースについて、町としてどう対応できる



かっていうことを、今回先に課長が言いました校区の隣接民生委員さんへのお願い、それも含めてもう少し時間をいただきたいと思います。もう少しと言っても実際は、今年度中にどうにかしなければいけない課題でございますので、具体的に検討をさせていただきたいと思います。

◎議長（山口 和幸君） いいですか。ほかにございませんが、ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（山口 和幸君） これから議案第28号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（山口 和幸君） 起立多数です。したがって議案第28号は原案のとおり可決されました。

### **日程第5 議案第29号**

◎議長（山口 和幸君） 日程第5、議案第29号、平成28年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第29号、平成28年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算第3号について提案いたします。平成28年度あさぎり町の国民健康保険特別会計補正予算第3号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,970万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億4,636万円とする。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決くださいますようよろしく申し上げます。

◎議長（山口 和幸君） 健康推進課長。

●健康推進課長（岡部 和平君） はい。それでは、平成28年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算第3号について御説明申し上げます。1ページの第1条第2項から読ませていただきます。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。今回の補正は、歳入については、交付金等の交付決定変更交付決定等に基づくものと、それから歳出の見込みに基づいた歳入の見込み分、それから歳出については、負担金等の支出額の決定通知に基づくものと、それから療養給付費等については、今までの現在までの28年度の支出状況によるところの、これからの見込みに不足する分、減額する分というところで上げさせていただいております。6ページをお願いいたします。歳入でございますけれども、款4療養給付費等交付金目1の療養給付費等交付金、3,132万6,000円の減額でございます。これは退職被保険者の医療費に係る分の国の負担分、国というか公費の負担分でございますけれども、変更交付の通知がございましたので、4,901万5,000円に合わせたところの補正でございます。それから、款5前期高齢者交付金、目1前期高齢者交付金でございますが、これは交付決定通知に基づいたところの5億5,777万7,000円に合わせたところの5,697万7,000円の補正でございます。款7共同事業交付金、目1高額医療費共同事業交付金でございますが、これは、今年度の歳出のほうの見込みで、高額医療費が伸びておりまして、その59%が交付されるっていうことになっておりますが、およそ59%と、それから歳出に対する歳入の調整をここでさせていただいております。1,405万4,000円の増額の補正で、補正後6億1,600万8,000円でございます。次のページの歳出ですが、款2保険給付費、ここについては、それぞれ今年度の今までの見込み支出状況と、それからこれからの見込みというところで、補正をさせていただいております。一般被保険者に係る分、目の1と目の

3でございますけれども、これについては増額の補正と、目の2の退職被保険者療養給付費については、被保険者数の減少というのがございまして、療養費が減っておりますのでそういったところで見込んで2,470万円の減額ということでございます。次の欄の高額医療に係る分ですけれども、目1一般被保険者高額療養費、これが、現在の状況からすると不足する見込みということで、3,103万2,000円を補正させていただくものでございます。目の2の退職被保険者については、療養給付費と同様の理由による減額でございます。一般被保険者の高額療養費については、増額の要因がですね、昨年度と現在までの状況を比較したところでは、肝炎による療養費の増額、肝炎の治療による療養費の増額ってというのが大きな要因となっているようでございます。1番下の欄、款3の後期高齢者支援金、目1後期高齢者支援金ですが、これは納付の決定に基づく補正でございます。次のページ8ページです。款4前期高齢者納付金、目1の前期高齢者納付金ですが、これも納付金の決定に基づくものでございます。款6介護納付金についても同様の決定に基づく補正ということで1,199万7,000円の減額でございます。共同事業拠出金については、歳入による財源更正でございます。それから、款8保健事業費、目1の保健衛生普及費ですが、節の19負担金補助及び交付金、保険者データヘルス支援システム開発負担金9万7,000円でございますけれども、これは国保連合会が県の補助を受けまして、保険者データヘルス支援システムというものを開発しております。その業者が決まって費用が決定しましたので、それを総額の半分を県補助を受けて国保連合会が支払い、残りの半分を保険者市町村がですね、その被保険者数の割合で負担するものでございます。この開発費の総額がですね1,999万2,800円、そのうちの半分999万6,400円を各市町村で保険者で負担するもので、あさぎり町の負担分としては9万6,310円となるものでございます。以上説明終わります。よろしく願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第29号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（山口 和幸君） 起立多数です。したがって議案第29号は原案のとおり可決されました。

## **日程第6 議案第30号**

◎議長（山口 和幸君） 日程第6、議案第30号、平成28年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第30号、平成28年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算第3号について提案いたします。平成28年度あさぎり町の介護保険特別会計補正予算第3号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ47万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億9,388万5,000円とする。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 高齢福祉課長。

●高齢福祉課長（上村 哲夫君） それでは、補正予算書の1ページ、第1条第2項から朗読させていただきます。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。平成28年12月6日提出、あさぎり町長愛甲一典。今回の補正予

算につきましては、介護保険法施行令の一部改正に伴うシステム改修経費、これは一般会計の繰出金のところでも若干説明いたしました、平成29年4月から介護保険事業の制度が一部変更になることに伴い、その準備のためのシステムの改修を年度内に行う費用が主なものとなっております。それでは歳入予算から説明をさせていただきます。6ページをお願いいたします。目3介護保険事業補助金、節1介護保険事業補助金で、介護保険システム改修委託料補助金として21万3,000円を計上いたしております。一般会計補正予算、本会計への繰出金で説明をいたしました、介護保険法施行令の一部改正に伴うシステム改修の国庫補助金として経費の2分の1相当額を受け入れるものでございます。次に、目1利子及び配当金、節1預金利子で基金利子として4万7,000円を計上いたしております。介護保険給付費準備基金条例第4条の規定に基づき、現在積み立てております基金の利息分をこの基金に編入するものでございます。次に目2その他一般会計繰入金、節1事務費繰入金として21万5,000円を計上いたしております。一般会計補正予算、本会計の繰出金で説明をいたしました介護保険法施行令の一部改正に伴うシステム改修のための一般会計からの繰入金となっております。以上、歳入合計47万5,000円を追加補正し、補正後の歳入額を19億9,388万5,000円とするものでございます。7ページをお願いいたします。続きまして歳出予算を説明いたします。目1一般管理費、節13委託料、保険システム改修委託料として42万8,000円を計上いたしております。特定財源の内訳として、歳入で説明をいたしました補助金21万3,000円。一般会計繰入金21万5,000円で、介護保険法施行令の一部改正に伴うシステムの改修経費となっております。目1基金積立金、節25積立金で4万8,000円を計上いたしております。歳入の預金利子で説明いたしました利息分を積み立てるものでございます。目1地域包括支援センター管理費、節13委託料で57万3,000円を計上いたしております。内訳といたしまして、新予防給付プラン作成委託料として46万5,000円、これは介護ケアプラン作成対象者の増加が、当初予測より月の平均にいたしまして9件ほど増加をいたしておることから、不足分につきまして1件4,300円の9件分掛けるの12月分について今回補正をお願いするものでございます。次に、業務システム電算関係の追加委託料として、10万8,000円を計上いたしております。これは国の制度改正によりまして、平成29年4月から新しい介護予防日常生活支援総合事業、いわゆる総合事業と申しておりますが、それに移行するためにその準備といたしまして、国民健康保険連合会に提出する様式または請求機能を追加させておく必要があるということから、今回システムの一部変更に伴う経費を委託料として計上したものでございます。次に、目1予備費で57万4,000円の減額として説明いたしました委託料に充用するものでございます。ちなみに今回の歳出予算の内容は、国の交付金の対象とはなりませんけれども、年度途中の時期でもありまして、年度末で精算を行うために年度全体での金額と今後の対象事業内容が内定しがたい実情があるということから、今回につきましては、予備費の充用対応とさせていただきます次第でございます。以上、47万5,000円を追加補正し補正後の歳出総額を19億9,388万5,000円とするものでございます。以上でございます。よろしくお願いたします。

◎議長（山口 和幸君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。  
（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。  
（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（山口 和幸君） これから議案第30号を採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

◎議長(山口 和幸君) 起立多数です。したがって議案第30号は原案のとおり可決されました。

### **日程第7 議案第31号**

◎議長(山口 和幸君) 日程第7、議案第31号、平成28年度あさぎり町上財産区特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長(愛甲 一典君) 議案第31号、平成28年度あさぎり町上財産区特別会計補正予算第2号について提案いたします。平成28年度あさぎり町の上財産区特別会計補正予算第2号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,723万6,000円とする。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長(山口 和幸君) 建設林業課長。

●建設林業課長(坂本 健一郎君) それでは1ページ条文の第2号から朗読いたします。第2号、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成28年12月6日提出、あさぎり町長名。それでは、6ページ、7ページをお願いいたします。歳入歳出も同様でございますのであわせて説明申し上げますけども、9月の補正第1号において、分収林買い上げのため、基金繰り入れの予算計上をお願いいたしました。この対応に基金の定期預金を解約していただきましたので、預金利子が発生したものでございます。今回、これを財産収入に計上し、歳出では積立金で再度同額を積み立てるものでございます。金額の詳細は、13万8,796円の利息が出ております。ということで歳入歳出それぞれ13万9,000円の補正でございます。なお、積み立て後の現在の基金残高は、2億4,451万621円が現在高でございます。以上です。説明終わります。よろしくお願いいたします。

◎議長(山口 和幸君) 提案理由の説明が終わりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。  
(「なし」の声あり)

◎議長(山口 和幸君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。  
(「なし」の声あり)

◎議長(山口 和幸君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長(山口 和幸君) これから議案第31号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

◎議長(山口 和幸君) 起立多数です。したがって議案第31号は原案のとおり可決されました。

### **日程第8 議案第32号**

◎議長(山口 和幸君) 日程第8、議案第32号、平成28年度あさぎり町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長(愛甲 一典君) 議案第32号、平成28年度あさぎり町簡易水道事業特別会計補正予算第2号について提案いたします。平成28年度あさぎり町の簡易水道事業特別会計補正予算第2号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,549万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5,707万2,000円とする。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長(山口 和幸君) 上下水道課長。

●**上下水道課長（深水 光伸君）** 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。それでは、詳細につきましては、4ページ、1番最後のページをお願いいたします。まず歳入ですが、目1の繰越金の補正でございます。平成27年度決算による予算化しておりませんでした決算によります残額3,749万6,000円のうち、予算化しておりませんでしたものを今回予算計上したものでございます。下の歳出予算でございますが、まず目1としまして、目1、一般管理費は上水道との会計統合に伴いまして、財務会計の収納システムの改修が必要となっておりますので、システム改修費用とする委託料を計上したものでございます。その下の目2の維持管理費の補正は薬品注入ポンプの取りかえ93万4,000円、交流無停電電源装置修繕29万8,000円、岡原第1及び新深田浄水場の非常用発電機の修繕127万1,000円の修繕料を計上したものでございます。次の目1予備費につきましては、歳入で予備費を全額計上しておりますので、歳出との差額を全額予備費として計上させていただいたものでございます。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

◎**議長（山口 和幸君）** 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。  
（「なし」の声あり）

◎**議長（山口 和幸君）** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。  
（「なし」の声あり）

◎**議長（山口 和幸君）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎**議長（山口 和幸君）** これから議案第32号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。  
（賛成者起立）

◎**議長（山口 和幸君）** 起立多数です。したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

## **日程第9 議案第33号**

◎**議長（山口 和幸君）** 日程第9、議案第33号、平成28年度あさぎり町水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●**町長（愛甲 一典君）** 議案第33号、平成28年度あさぎり町水道事業特別会計補正予算第2号について提案いたします。第1条、平成28年度あさぎり町水道事業特別会計補正予算第2号は次に定めるところによる。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎**議長（山口 和幸君）** 上下水道課長。

●**上下水道課長（深水 光伸君）** 平成28年度あさぎり町水道事業特別会計補正予算第2号の説明をさせていただきます。1ページの第2条から読み上げさせていただきます。第2条、平成28年度あさぎり町水道事業特別会計予算、以下予算という、第3条に定めた収益的収入支出の予定額を次のとおり補正する。収入、科目第1款、事業収益、補正前の額7,225万6,000円、補正額12万9,000円、計7,238万5,000円。支出、第1款事業費用、補正前の額6,589万5,000円、補正額マイナス145万9,000円。計6,443万6,000円。次のページをお願いします。債務負担行為、第3条、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりと定める。事項、上下水道量水器検針及び施設管理業務委託、期間、平成29年度から平成31年度、限度額、各年度718万円でございます。詳細につきましては、まず10ページの補正予算第2号の説明書の収益的収入及び支出から説明をさせていただきます。収入としまして、目4長期前受金戻入でございますが、資産を取得する際の財源となった補助金等を、長期前受金として計上しておりますが、除却した資産に係る分を収益化したものでございます。収入は以上でございます。

11ページの支出ですが、目6減価償却費は有形固定資産減価償却費が確定しましたので、減額するものでございます。目7の資産減耗費は、平成28年度工事施工によりまして、除却することとなりました資産分の固定資産の除却費でございます。その下の目1支払い利息及び企業債取扱諸費につきましては、公営企業起債償還利息の確定に伴いまして、61万9,000円の減額をしたものでございます。戻っていただきまして、5ページをお願いいたします。キャッシュフロー計算書でございます。6ページにありますように、資金増加額2,288万5,000円。資金の期末残高は、2億1,017万1,000円となる見込みでございます。次のページの債務負担行為に関する調書でございます。これにつきましては、量水器検針業務及び水道施設管理業務委託が29年の4月から3年間のプロポーザルによる契約を行うために、債務負担行為により業者の選定を先に行うために債務負担行為を上げたものでございます。次のページをお願いいたします。資産の合計6億5,105万6,567円、負債資本合計、同じく6億5,105万6,567円となる見込みでございます。説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

◎議長（山口 和幸君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。  
（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。  
（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第33号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。  
（賛成者起立）

◎議長（山口 和幸君） 起立多数です。したがって議案第33号は原案のとおり可決されました。ここで10分間休憩いたします。

---

休憩 午後 2時30分  
再開 午後 2時40分

---

◎議長（山口 和幸君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

#### **日程第10 議案第34号**

◎議長（山口 和幸君） 日程第10、議案第34号、平成28年度あさぎり町下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第34号、平成28年度あさぎり町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について提案いたします。平成28年度あさぎり町の下水道事業特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ200万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億929万5,000円とする。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 上下水道課長。

●上下水道課長（深水 光伸君） はい、平成28年度あさぎり町下水道事業特別会計補正予算第3号の説明をさせていただきます。1ページの第1条2項から読み上げさせていただきます。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。債務負担行為、第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間、及び限度額は第2表債務負担行為による。それでは、3ページをお願いいたします。第2表債

務負担行為でございます。事項としまして、量水器検針業務委託料、期間、平成29年度から平成31年度まで、限度額553万8,000円。これは平成29年4月1日から3年間の量水器検針業務を年度内に、プロポーザルにより業者の選定を行うため、債務負担行為をお願いするものでございます。5ページをお願いいたします。上段、歳入でございます。目1下水道事業一般会計繰入金の減額でございますが、これは、その下の目1繰越金で、27年度決算による繰越額3,749万7,000円に予算額を合わせるために増額しておりますので、それによりまして歳入超過となる分を減額するものでございます。一般会計繰入金を減額するものでございます。その下の歳出ですが、目1下水道総務費は平成27年度の消費税が確定したことによりまして、予算額が平成28年度分の中間納付分に不足することとなりましたので、追加計上したものでございます。目2の下水道維持費は、職員の扶養手当の増額でございます。6ページ以降につきましては、職員の給与費の明細でございますので、説明は割愛させていただきます。以上説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

◎議長（山口 和幸君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。  
（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。  
（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（山口 和幸君） これから議案第34号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。  
（賛成者起立）

◎議長（山口 和幸君） 起立多数です。したがって議案第34号は原案のとおり可決されました。

## **日程第11 議案第35号**

◎議長（山口 和幸君） 日程第11、議案第35号、平成28年度球磨郡障害認定審査事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第35号、平成28年度球磨郡障害認定審査事業特別会計補正予算第2号について提案いたします。平成28年度球磨郡障害認定審査事業特別会計補正予算第2号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 高齢福祉課長。

●高齢福祉課長（上村 哲夫君） それでは、球磨郡障害認定審査事業特別会計補正予算第2号を説明いたします。今回の補正につきましては、昨年度まで市町村審査会運営費補助金として繰入金で計上しておりました歳入予算が、本年度から交付税措置となって構成町村への一般財源化されたことに基づきまして、構成いたします8町村の補助金分を負担金として、受け入れるもので、歳入予算の構成内容の一部変更となるものでございます。歳入予算4ページをお願いいたします。目1総務費負担金、節1認定審査事業負担金で92万7,000円を計上いたしております。説明いたしましたように、一般財源化され、各町村に交付税として措置される昨年度までの補助金相当分を負担金として、構成いたします8町村から受け入れるものでございます。目1繰入金、節1一般会計からの繰入金で、説明いたしました生活福祉課長のほうで説明いたしましたけれども、からの繰出金で92万6,000円を減額いたしております。昨年度まで補助金として繰り入れ計上いたしておりました123万3,000円を減額いたしまして、補正後の予算額をゼロ円といたし

まして、その上であさぎり町の負担金増額分30万6,483円を差し引きました92万6,517円を減額補正するものでございます。目4雑入、節1雑入での1,000円の減額補正並びに次の5ページの歳出予算目1一般管理費での財源構成は、今回の補正予算の端数調整のための1,000円の減額とするものでございます。以上でございます。よろしく願いいたします。

◎議長(山口 和幸君) 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。  
(「なし」の声あり)

◎議長(山口 和幸君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。  
(「なし」の声あり)

◎議長(山口 和幸君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長(山口 和幸君) これから議案第35号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。  
(賛成者起立)

◎議長(山口 和幸君) 起立多数です。したがって議案第35号は原案通り可決されました。

## **日程第12 諮問第1号**

◎議長(山口 和幸君) 日程第12、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。お諮りします。本件はお手元に配付しました意見のとおり、適任と答申したいと思えます。御異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)

◎議長(山口 和幸君) 異議なしと認めます。したがって、諮問第1号はお手元に配付しました意見のとおり、適任と答申することを決定をいたしました。

## **日程第13 発議第8号**

◎議長(山口 和幸君) 日程第13、発議第8号、あさぎり町町有財産等利活用調査特別委員会の設置に関する決議についてを議題とします。本案について提出者の趣旨説明を求めます。14番、溝口議員。

○議員(14番 溝口 峰男君) 発議第8号につきまして御説明を申し上げます。提出者、溝口峰男、賛成者、豊永喜一、あさぎり町有財産等利活用調査特別委員会の設置に関する決議について、上記の議案を別紙のとおり会議規則第10条第2項の規定により提出いたします。提案理由、公共施設の老朽化は社会的な問題となっており、本町においても将来の公共施設等に係る建て替えや改修などの更新費用が増加することが予測されます。さらに厳しい財政状況が続く中で、今後人口減少等により、公共施設等の利用需要が低下していくことが予想されます。これらの現状を踏まえて、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって更新、統廃合、長寿命化等を個別的に具体的計画を作成し、財政的負担を軽減平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが重要であります。また予測できない自然災害等において、町民の生命、身体、及び財産を守るために、施設整備や土地等の確保を図り、災害に強いまちづくりを進めるための施策を講ずることが急務となっております。あわせて、企業誘致や町の活性化のために町有財産や町内の空き家利活用計画等を作成し、人口減少に歯どめをかけることができる政策を提案していくことが議会に課せられた大きな課題であると考えます。そのため特別委員会を設置して調査検討する必要があります。はい、提案理由の中につけ加えますが、これをご覧になった方がおられると思います。これはですね、あさぎり町の耕作者年齢層の分布図であります。赤は80台、オレンジが60代からです。こういうふうな状況に今なっております。現在です。ところが10年後、真っ赤な状態にあります。もう80台の皆さん方が耕作する地域がこういう状況にあります。だからこそ、今どのような対策を講じなければならないかと



ということが、こういったことを見ることによってわかります。実は、今回の提案の中に空き家対策の問題も入れておりますが、現在、488ですね、空き家がございます。そして、115戸が利活用についての持ち主からの了解がいただいているというお話でもありました。それには、田んぼや畑もついているとは思いません。福祉課のほうからは、それ以外に予備軍として643戸、今のあさぎり町の世帯は5,906戸でありますから、その1割以上の方が予備軍としておられます。それを今度はですね、こういった特別委員会の中で、地図に落として、そして集落見てみたときに、どのような活用策を講じなければならないか、やはり、今手を打たないと私は本当に人口減少に拍車がかからない状況になるのではないかなと思っております。そういったことを、この特別委員会の中でですね、じっくりと皆さんがたの知恵を出していただいて、この問題は、各常任委員会みんなまたがった課題であります。ですから、一つ一つの常任委員会でなくして、全員で知恵を絞り、私は提案を活性化対策の提案をみんなですて、行政にそれを逆にですね、訴えをしながら実現をしていくことが、私は今後のまちづくりに欠かせないことだというふうを考えて、今回の特別委員会の設置を提案するものであります。裏面をみてみますと見ていただきたいと思いますが、あさぎり町有財産利活用調査等特別委員会の設置に関する決議、これにつきましては、名称をあさぎり町有財産等利活用調査特別委員会、設置の根拠であります、地方自治法第112条及び委員会条例第6条、設置の目的、三つございます。公共施設等の総合管理計画に関する調査、二つ目に、町有財産の売却、貸し付け及び財産取得等に関する調査、そして三つ目に町有財産及び町内の空き家利活用等に関する調査、委員の定数ですが、議長を除く全議員、設置期間は調査完了までということでございます。よろしく願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 趣旨説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

◎議長（山口 和幸君） 徳永議員。

○議員（15番 徳永 正道君） 反対の立場で私はこの決議案には反対であります。理由として、現在町には公的財産の利活用を審議する公有財産利活用利活用審議会が設置され、さまざまな角度から審議検討がなされております。そういった中で、議会に特別委員会を設置するということは、審議会に水を差すようなことになりはしないかと懸念を覚えます。審議会としてまとめられたことは、執行部へ答申され、執行部は議会へ提案するわけですから、議会で十分議論することができることから、調査特別委員会の設置には反対の意を表するものであります。

◎議長（山口 和幸君） 反対討論がありました。賛成討論はありますか。豊永議員。

○議員（8番 豊永 喜一君） 豊永です。私は賛成の立場で討論をさせていただきたいというふうに思います。先ほど提案理由の中で説明がありましてとおり、確かに公有財産の利活用の審議会のなるものは、確かに設置はされておりますけれども、先ほど言われましたように、各委員会をまたがるような案件あたりが発生しておりますので、このあたりは十分将来のことを考えてぜひ議会の中で特別委員会をつくって、調査していくほうがいいと思いますので賛成をいたします。

◎議長（山口 和幸君） 賛成討論はありました。反対討論ありませんか。

◎議長（山口 和幸君） 小出議員。

○議員（6番 小出 高明君） 反対の立場で言わせてもらいます。先ほど徳永議員と重なるところもありますが、私たち議会は諮問機関であります、あさぎり町公有財産利活用審議会、審議員10名、特別委員の5名の設置を認め、既にもう動いておられ、町の温泉施設に対しても答申を出されております。そして総務課

においては、公共施設等総合計画の進捗また内容説明を総務文教委員会、また議会にも内容説明があり、そのときにも議会側からは何一つ意見また質問も出ない中で、こういった発議を出すということは、町有財産利活用等の特別審議委員会のもとい、公有財産利活用審議会の委員の方々にも大変失礼な行為でありますし、また総務文教常任委員会を無視したものであるということで反対の立場とさせていただきます。

◎議長（山口 和幸君） 反対討論がありました。賛成討論ありませんか。提案者だから、提案者はないような感じするけどな、どうでしょう。

◎議長（山口 和幸君） 暫時休憩します。

休憩 午後 3時01分

再開 午後 3時02分

◎議長（山口 和幸君） それでは休憩前に引き続き会議を再開いたします。賛成討論ありませんか。今度は反対討論ございませんか。永井議員。

◎議員（9番 永井 英治君） 9番永井です。この決議に対しまして、二つの理由から反対をいたします。まず一つ目は、町有財産等の利活用調査すること、そのものについては、何らの異議を唱えるものではございません。しかしながら、今現在、総務文教常任委員会におきまして、公共施設等総合管理計画の調査を行っている最中でありまして、まだ11月22日の委員会においても、この件は引き続き調査をするということとしております。また、このことは先日の全員協議会においても、その報告、質疑の時間が設けられておりまして、その報告調査は現在十分に果たされていると私は考えているからであります。二つ目、本町議会は通年議会でありまして、常任委員会は所管事務の調査を委員会の調査権を持って必要なときに、いつでも開催することができる機能性を持っております。よって、このことはあえて特別委員会を設置しなければ、調査ができないとは考えにくく、合わせてその役割は常任委員会で十分に果たせうという考えから、特別委員会の設置に関する決議には、私は反対をいたします。

◎議長（山口 和幸君） 賛成討論ありませんか。ありませんね。  
（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） それで討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（山口 和幸君） これから発議第8号を採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（山口 和幸君） 起立少数です。したがって発議第8号は否決されました。

#### **日程第14 発議第9号**

◎議長（山口 和幸君） 日程第14、発議第9号、地方議員の厚生年金制度への加入を求める意見書についてを議題とします。本案について提出者の趣旨説明を求めます。永井総務文教委員長。

◎総務文教常任委員会委員長（永井 英治君） 発議第9号、提出者、あさぎり町議会総務文教常任委員会委員長、永井英治。地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書について、上記の議案を別紙のとおり、会議規則第10条第3項の規定により提出をいたします。提出理由は、ここに書いてあるとおりでございますので、読んでいただきたいと思います。私からは、意見書の趣旨説明を読ませていただきます。趣旨説明を行います。現在、全国の町村議会が抱えている問題の一つとして、地方議会の重要性が論じられる中、町村議会では議員のなり手不足が深刻化していることであります。昨年行われました統一地方選挙においては、全国の町村のうち、およそ4割にあたる373町村において議員選挙が行われ、うち2割以上に当たる

89町村では無投票当選となり、中でも4町村では、定数割れという状況でございました。御承知のとおり議員を退職した後の生活の保障も基礎年金しかありません。こうした状況において、特に今後の議会を担う若い世代の方に立候補を期待しても、サラリーマンの方々については加入していた厚生年金も議員の在職期間は通算されず、老後に受け取る年金も低くなってしまいます。住民の代表として議会がこれまで以上にまちづくりにしっかりかかわっていくためには、幅広い層の世代の方々が議員をやろうというやろうと思うような環境づくりを行っていかねばならないと思います。そのためには、地方議会議員の年金制度を時代にふさわしいものにする事で、議員を志す新たな人材確保につながっていくと考えておりますので、この意見書への皆様方の御賛同をお願いし趣旨説明といたします。

◎議長（山口 和幸君） 趣旨説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんね。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。久保議員。

○議員（5番 久保 尚人君） 5番、久保です。反対討論をさせていただきます。今回の意見書は議員のなり手がなく、去年の統一地方選挙では町村議員の無投票当選が増加した。そして退職後の生活が不安などの理由が上がっております。あさぎり町の議員が厚生年金に加入した場合、掛金の半額およそ710万円になりますけれども、これは自治体が払うこととなります。多分交付税措置をされるだろうということではありますが、国民の税金で賄われるということには違いありません。全地方議員が厚生年金に入ると、毎年170億円もの税金が新たに必要になります。掛金の半額を税金を使って負担して、議員だけが老後の生活保障がされるということは、町民の皆さんに説明できるでしょうか。我が町を見ると非正規で働く人などの国民年金加入者の中には、掛金を払えない人さえも数多くいらっしゃいます。この件を何人かの町民の方にお話すると、財政が厳しくなると、日ごろから聞いているのに、一方では税金が投入される議員の厚生年金加入を進めるんですか。私たちも体が動く間は精いっぱい働かねばならないと年金だけでは生活が大変です。私たちの年金は変わらんとですよ。という言葉が返ってきました。厚生年金完備にして、若い人たちに来てほしいというのは何も議会だけではありません。土建業でもサービス業でも同じです。議会だけが特別ではないです。我々は町民の皆さんから任されて、これからも一段と厳しくなるまちの財政をやりくりして、まちづくりを進める責任があります。執行部も認めているように、基金も15年ほどしか持ちません。今までと同じ行政サービスを提供できない事態が想定できます。職員の定数も削減しなければならぬし、給与も下げなければならぬ状況になるはずで、そのような未来が想定される中で、自分が一般の町民であれば到底受け入れられるものではないと思いませんか。以上の理由により、この意見書には反対いたします。一つ対案としてですが、厚生年金加入では税金の投入が不可欠です。税金の投入がない国が進める個人型の確定拠出年金、通常401Kというものがあります。これは1号被保険者であれば、掛金は月額6万8,000までかけることができます。そして掛金はすべて所得控除になります。年金として受け取る場合は、公的年金等控除や退職所得控除が適用され、税制面でも非常に有利となっております。このような制度を利用するという方法も私はあると思っております。以上の理由です。

◎議長（山口 和幸君） 反対討論がありました。賛成討論ありませんか。反対討論ほかにございせんか。ありませんね。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから発議第9号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

◎議長(山口 和幸君) 起立多数です。したがって、発議第9号は原案のとおり可決されました。

◎議長(山口 和幸君) 本定例日で議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

◎議長(山口 和幸君) 異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することに決定しました。以上で本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。平成28年度あさぎり町議会第6回会議を閉会します。

●議会事務局長(片山 守君) 起立、礼、お疲れ様でした。

午後3時13分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議長 山口 和 幸

署名議員 小見田 和 行

署名議員 奥 田 公 人